

京大本紫明抄  
天理本河海抄

引用漢籍注考證稿

桐壺(二)

朽尾

武

〔桐壺〕紫12初10下 河17初18下 大或17 新釋13〕

〔紫〕世もめすみなれと人ひとりの御かしつきはつくろひた  
てめやすきはといてすくし給へるをくれやみにてふし、つ  
み給へるほとに草もたかくなり

・大般若經云善現當知如有女人端嚴巨富若無強夫所攝護者易  
爲惡人之所凌辱

〔河〕やもめすみなれと

礼記曰 少而無父者謂之孤 老而無子者謂之獨 老而無妻者謂之  
鰥 老而無男者謂之寡 此四者天民之窮也

戸令曰 鰥寡孤獨 注曰 謂六十一以上而無妻爲鰥也 五十以上而  
無夫爲寡也 十六以下而無父爲孤也 六十一以上而無子爲獨 此  
更衣の母儀も其年齡也

伊勢物語云むかしおとこやもめにてゐて  
なかにらぬ命のほとにわするゝはいかにみしかき心なるらん

〔考證〕

・玉篇 三女部三十五 (廣益會玉篇 四叢 82)

「救」勸又切

・新撰字鏡(十二33頁) 「勸」力之反也 毛女

● 倭名抄 (箋註一 88 頁下、元二の 65 頁)

寡 釋名云、無夫曰寡和名夜 王篋云、寡或曰孀霜 或云、娶婦娶 反

● 龍龕手鑑二女八 (全集 24 頁 手鏡缺)

救反正力也 三

● 名義抄にヤメモと訓するものに佛中の孀、佛下本 130 獨、佛下末 41 梵

梵、梵、法下竹冥、僧下々鰥、鰥がある。黒川本字類抄 41 頁に「鰥、實

固、於、孀、鰥、黎が見える。集韻平聲一救反孀、廣韻上平、七之救反 無と

ある。

○ 大般若波羅蜜多經卷四六〇 第二分巧便第六八之一 (大正藏 7 22 頁下、三藏玄奘譯)

善現當知 如有女人 端嚴巨富 若無強夫所守護者 易為惡人

之所凌辱 若有強夫所守護者 不為惡人之所凌辱 (〇印に異同あり)

● 禮記 十八 深衣 (四叢 14 〇)

其父母、衣純以背、如孤子衣純以素 (鄭注) 三十以下无父稱孤

○ 禮記 四 王制 五 (四叢 15 〇) 注疏十三 (三冊本) 137 頁上

少而無父者謂之孤、老而無子者謂之獨、老而無妻者謂之矜

老而無夫者謂之寡、此四者天民之窮而無告者也、皆有常餼 (陸

德明注) 矜、本又作鰥、鰥同古頑反 (唐孔穎達疏) 按孝經云、男子六十

十、無妻曰鰥、婦人五十、無夫曰寡……

○戸令 (標法令義解校本三故叢209頁下)

「凡、鰥寡孤獨、貧窮老疾、不能自存者、謂六十一以上而無妻為鰥也。五十無父為孤也。六十一以上而無子為獨也。困於財貨為貧。六十六以上而無夫為寡也。十六以下而上為老。廢疾為疾也。其八十以上及篤疾者、並列給侍。故不入此例也。」

○伊勢物語 一三 本文引用省略。

【桐壺】(紫12<sup>2</sup>河17<sup>1</sup>大成12<sup>4</sup>新釋10<sup>10</sup>)

〔紫〕 けいえたふましうない給

一眉猶<sup>ニ</sup>耐<sup>ハ</sup>雙<sup>ツ</sup>眼<sup>メ</sup>定<sup>テ</sup>傷<sup>ム</sup>人<sup>ヲ</sup>遊<sup>ブ</sup>仙<sup>ノ</sup>窟<sup>ニ</sup>

〔河〕 けいえたふましうない給ふ

一眉<sup>ニ</sup>猶<sup>ハ</sup>耐<sup>ハ</sup>雙<sup>ツ</sup>眼<sup>メ</sup>定<sup>テ</sup>傷<sup>ム</sup>人<sup>ヲ</sup>遊<sup>ブ</sup>仙<sup>ノ</sup>窟<sup>ニ</sup>

〔考證〕

○遊仙窟

「一眉猶<sup>ハ</sup>耐<sup>ハ</sup>雙<sup>ツ</sup>眼<sup>メ</sup>定<sup>テ</sup>傷<sup>ム</sup>人<sup>ヲ</sup>」(醒) (注)「<sup>ニ</sup>耐<sup>ハ</sup>心中不平也」(和刻本)

「一眉猶<sup>ハ</sup>耐<sup>ハ</sup>雙<sup>ツ</sup>眼<sup>メ</sup>定<sup>テ</sup>傷<sup>ム</sup>人<sup>ヲ</sup>」(眞)

【桐壺】(紫17<sup>1</sup>河18<sup>1</sup>大成12<sup>4</sup>新釋10<sup>10</sup>)

〔河〕 や、ためらひて

扶行 白氏文集十三 聞健 同廿一  
八雲抄云ヤ、口漸也 較 踉蹌

〔考證〕

○ 白氏文集四 母別子句(金澤文庫舊藏 大東急記念文庫藏 62頁)

〔悲〕<sup>ハ</sup> 在君家<sup>ニ</sup>留<sup>ル</sup>兩兒<sup>ヲ</sup> 一始扶行<sup>ニ</sup> 一初坐<sup>ス</sup> (右影印本に附する鎌倉初期

鈔本は「扶行を扶床」とする。天理善本叢書 正應二年鈔本も「扶床」とする。

○ 同右十三 寒食臥病<sup>中</sup> (那波本 四叢 20a)

「羸坐<sup>ニ</sup>全非<sup>ス</sup>舊日<sup>ノ</sup>容<sup>ヲ</sup> 扶行<sup>ハ</sup>半是他<sup>ノ</sup>人力<sup>ニ</sup>」(汪立名「白香山詩集」十二は扶を杖に作る。

○ 同右六六 自題小草亭<sup>中</sup> (四叢 20c)

「伴宿<sup>ニ</sup>雙棲鶴<sup>ヲ</sup> 扶行<sup>ヲ</sup> 一侍兒<sup>ヲ</sup>」

○ 同右六三 七月一日作<sup>中</sup> (四叢 15a)

「雙僮侍坐臥<sup>ニ</sup> 一杖扶行<sup>ヲ</sup> 止<sup>ス</sup>」

● 右の用例何れも「タメラヒ」の訓なし。

○ 同右二十 歲假<sup>ニ</sup>内命<sup>ヲ</sup>酒<sup>ヲ</sup>贈<sup>ル</sup>周判官<sup>ニ</sup>蕭協律<sup>中</sup> (四叢 21c)

「聞健<sup>ニ</sup>比時<sup>ニ</sup>相勸<sup>ル</sup>酌<sup>ヲ</sup> 偷閑<sup>ニ</sup>何處<sup>ニ</sup>共<sup>ニ</sup>尋<sup>ル</sup>春<sup>ヲ</sup>」

○ 同右五十二 秋遊<sup>中</sup>早泉<sup>中</sup> 贈章處士<sup>中</sup> 閑禪師<sup>中</sup> (金澤文庫本 大東急記念文庫藏)

〔四叢 25a〕

「山頭与洞底・聞健且相隨」

● 佛よむ 聞健タメラフ

● 黒川本色葉字類抄中初 建間タメラフ 中10 跟躑タメラフ 聞健同 又上字強

● 「聞健」は『自氏文集』の詩中計五例いずれも「タメラフ」の意なし。『漢語

大詞典』(②106頁a)によると「謂趁強健之時」と説明。すなわち「強健な時に乗じて」の意。唐代の俗語らしい。中世の古辭書類にも「タメラフ」の訓を示すが、誤讀とすべきであろう。『八雲御抄』の引く「跟躑」は次に示すような用例が見える。

● 晉・潘岳 射雉賦(胡刻李善注九16)。和刻六臣注九167

「褰微罽以長眺。已跟躑タメラフ而徐來(注徐差曰)。跟躑タメラフ乍行乍止不迅疾之兒也。善曰。跟躑欲行也。廣雅曰。躑走也。良曰。跟躑雉行兒。

● 法上の 跟音郎呂向反 一 躑タメラフ 躑七羊反

● 跟躑は行きつ止まりつするさま。にめらうの意。

● 八雲御抄四言語部(日本歌學大系別卷三6頁)

「や、(やうく)也。」(河海抄の引く本文が何本に據るのか未詳)

● 萬葉集五94 戀男子名古日歌三首之一(長歌)

「漸ヤル可多知久都保里」(稿本)

● 「漸漸」は校本萬葉集の底本、西本願寺本等「ヤウヤクニ」とする。賀茂眞淵の『萬葉考』は「ヤ、ヤ、ニ」とする。もう一例は七<sup>1205</sup>『羈旅作中』の一首「奥津梶漸々志夫乎 欲見吾爲里乃 隱久憎毛」(稿本)。校本の底本「シハク」『類聚古集』十三「ヤウク」、西本願寺本「シハク」、『萬葉考』「ヤ、ニ」、『萬葉代匠記』94句は「ヤウヤクニ」、<sup>1205</sup>句は精撰本「漸ミトシハク」トハ義コナレハ、和叶ハス。漸々ヲユク「ト點セルモ、ユク」ハユク「ニテ、ユル」ノ意ナレハ、ヤウヤクト同シ意トナルナリ。『八雲抄』のヤ、ニ漸は眞淵や荷田春滿『萬葉訓釋』に「ヤ、ニ」の和訓が認められるに過ぎないにしても、近世に漸字に「ヤ、ニ」の訓が與えられていたことが事實である。『類聚名義抄』法上は「ヤウヤク」。なお『萬葉集略解』七<sup>1206</sup>に宣長の説を引いて「宣長云志夫乎の三字亦水手の誤にて、ヤヤにこげなるべし、しづかにゆるらかにこげと云こといへり」といふ。『ヤ、ニ』はこのばあい「ヤクヤク」ではなからう。

● 寛元本字鏡集671載「ヤ、ニ」

● 桐壺(紫<sup>1315</sup>河<sup>184</sup>大成<sup>13</sup>新釋<sup>12</sup>)

〔紫〕 いのちなかさのいとつらうおもふ給へらるゝに

・ 庄子曰壽則多辱

〔河〕 いのちなかさのいとつらうも思たまへらるゝに

社子曰壽者多辱

〔考證〕

○莊子 外篇 天地十三 (四叢 66) ③、群書治要三十七 附頁 99 行 汲古書院影印本  
「堯曰・多男子則多懼・富則多事・壽則多辱・是三者皆非所以養意」

●初唐の貞觀五年(六三一)、我が舒明三年 魏徵等の撰進した『群書治要』は諸書から政治に重要な文を抄出した書。日本では醍醐天皇日泰元年(八九八)講書開始に侍讀紀長谷雄、尚復小野美材からこの書の進講を受けている。また寛弘元年(一〇四)藤原道長は、この書十帖五十卷を一條天皇に献上している。中宮彰子の女房であった紫式部はあるいは目にしたかも知れない。

〔桐壺〕(紫一ナシ 河一八七 大成一〇 新釋二)

〔河〕も、しきいゆきかひ侍らん

百官の座を敷ゆへに禁中を百敷と云之 或百城葛城式 城上下郡

文選ニ金城百雉といへり 若此事歟 雉ハ高一尺廣三丈云々 築地の一貴之 それを百ばかりつづけたる也

ゆきかひは行かよふ也 かひは交の字也 夏と秋と行かふ空も行ちかふ也 考 かりそめの行かひ地とそ思ひこし 今はかきりのかとてなりけり 滋春

〔考證〕

●古事記 雄略記の「毛志紀能於富美夜比登波」(大成下五カ)、萬葉集の「白石木能大宮人者」(六三三)、「白石城乃大宮人叙」(六〇六)、「百師木乃大」



宮人之(七〇七、七〇八)、百師紀能百師紀能大宮所大宮所(六〇五)、百式紀乃大宮人之(三三三)、百  
 磯城乃大宮人者(二二二)、百磯城之大宮處(二二九)、百磯城之大宮人者(  
 四九)何れも塙本)等「モモシギノ」は枕詞として使われている。「モモシギレ」が「宮  
 中」の意に轉じた例は「宇津保物語」の嵯峨院に「百數にうふる乙女の」と百數にうふる乙女の  
 いう和歌が見え、また同じく「百數を今はなにともせぬ人の」と「百數にしる人  
 もなま松島は」と同(集)見という例が見られる。「萬葉代匠記」精撰本惣釋枕詞下に  
 「二の人の磨歌に言及して「百磯城之大宮」集中處散在。古事記確略天皇段御製今按「百官ノ座席  
 アル故ニ百數ト云トイヘルハ推量ノ説ナルヘシ。其故ハ此集中ヲ考フルニ、此詞ノツ、キ  
 凡ソ二千首ニ近シ。其中ニ今出セル如クカケル處十餘首、殘ル數首モ、百式乃三之  
十七  
 百師木之七之三、同  
三十五カヤウニカケルハ、皆今出セルヤウヲ少轉シテカケルナリ。此集ニ、  
 磯城島ヲ志資島トモ式島トモカキ、古事記ニハ師木嶋トカケル類ナリ。一處モ  
 百數百師ナトカケル事ナシ。然レハ崇神天皇、磯城瑞籬宮ニシテ世ヲ知ラセ給ヘル  
 事六十八年、初疫癘ヲ起リシカトモ、能神ヲ崇メ祭りテ治メタマヒ、終ニ泰平ニ成  
 テメテタキ御代ナリケレハ、其後何レノ御代ニモアレシ此御代ヲ猶百カサネハカリモ、此  
 官ニテ知シメセト祝テ、大内ヲ百磯城トハ名付ソメタル歟。此義考ル所ナシト云ヘトモ、  
 書ヤウノ然オホシキナリ。其上、衣冠官位等ノ事モ、推古天皇ノ御世ヨリコソ漸  
 々ニ委シク成タシ。往古ハオロソカナリケルヲ、雄略天皇ノ御歌ニ、毛モ志紀能、於富  
 美比登波トヨマセタマヘハ、弥百官ノ座席ノ義ニハアルヘカラスヤト存スト」と述ベ  
 る。一〇九歌の注では「百シキハ日本紀ニ内裏ヲモ、シキトモオホウチトモ点セリ。百

官ノ座アル故二百シキト（以上皇極經世一書集也）云トナリ。」と説く。やや解釋にゆるぎあるガ、「モ、シキ」ガ「内裏」の意であることが讀みとれる。

●日本書紀廿一用明天皇二年夏四月乙巳朔丙午（國史大系四四）天理兼石本（四ノカ）「引豐國法師（關名）入於内裏。」兼石本（内裏）の二訓、「モ、シキ」の古訓は平安時代を遡る（ハナハシ）ことはいであらう。

○延喜式ニテニ民部上畿内（國史大系四四頁）

「大和國管…葛下…城上城下」

○後漢班固西都賦（文選一胡刻本李善注五）初刻本（臣注五）

「建金城之萬雉（呀）周池而成淵（注善）曰鹽鐵論曰秦四塞以為固

金城千里鄭玄周禮注曰雉長（二）丈高一丈字林曰呀大空貌說文

曰城有水曰池。○向曰言立此城基固如金呀大也言城下池周繞而

大乃成深淵（一）

●周禮四十一冬官考工記之職匠人鄭玄注（古注十三經四部集要四）

「王宮門阿之制五雉。宮隅之制七雉。城隅之制九雉。（注）雉長三

丈高一丈」（門阿、門のむす木。宮隅、宮殿のかど。城隅、城のかどに建てた高

樓）

●春秋經傳集解一隱公元年夏四月杜預注（古注十三經五）

「都城過百雉國之害也。（注）方丈曰堵。三堵曰雉。一雉之牆長三丈

高一丈。侯伯之城方五里。徑三百雉。故其大都不得過百雉。一堵

は二尺にげの板五枚を積んで作った高さ一丈(二・二五メートル)のかき。

●春秋公羊傳二十六定公十二年夏 後漢・何休解詁(十三經古注附註)

「邑無<sup>レ</sup>百雉<sup>ノ</sup>之<sup>レ</sup>城。雉者何。五板而堵。(注)八尺曰板。堵凡四十尺。五堵

而雉。(注)二百尺。百雉而城。(注)二萬尺。凡周十里。三十三步二尺八分。侯之制

也。禮天子千雉。蓋受百雉之城。伯七千雉。子男五千雉。」

●法下好「交カハル」。僧上ぬ「交」(西)ユキカフ

○古今集十六巻哀傷歌「ガひのくにいあひしうて侍りける人とぶらはむとてまかり  
けりき。(詞書)在原しげはる

かりそめのゆきかひちとぞ思ひとし今はかざりのかどでなりけり」

〔桐壺〕(紫)河(河) 大成(新釋)

〔河〕くれまとお心のやみもかたへはる、けかり

後釋(後)人のおやのころはやみにあらぬと子を思ふ道にまよひぬる哉

諸自氏文集

八雲抄云かたはしし 傍輩(傍) 又かつはともいへる心

〔考證〕

(大成底)くれまとお心のやみもかたへはる、けかりをたに(はる)はるく許(横山本)

(河内本)官 かにへはる、けかりなむいと

尾為家平瀬大島

●前田本源氏釋(大成抄)

「命婦にあひて心のやみになといふは

人のおやのころはやみにあらぬとも子をおもふみちにまよひぬるかな」

○定家自筆奥入(大成抄)

「ひとのおやの心はやみにあらぬとも子を思心道に迷ぬるかな」

●下の句「まよひぬるかな」は『古今和歌六帖』二四「おやは奥入に同じ。『後撰集』十五四雜二兼輔朝臣及び『兼輔集』において「まよひぬるかな」とする。

○白氏文集三四 縛戎人 神田本(大書堂金澤大蔵本に當該訓なし)

「垂余齊聲嗚咽歌 其中「虜語諸虜」

○八雲御抄四 言語部 (日本歌學大系別三四頁)

「かたへ(かたはら)也。たとへば傍輩(傍)程也。多枝にも詠が。ついともしへる心也。

源氏の上巻、かたへは人の田心事をあいなくあさきかたにやとつゝみ給。」

●「かたへ」は「少しばかり」の意。前田家本色葉字類抄(五九)に「諸(カタエ)傍輩」と見える。

【桐壺】(紫一ナシ) 河(ル) 大成一四 新釋三)

「河」思くつをるなと 頽墜

【考證】

●「くつをる」は「くづはる」が正しい。ま心がくじける。意。これに「頽墜」を當つ。

● 白氏文集十二短歌行 (大東急藏金澤文庫本175頁)

「人無根蒂時不駐」朱顏白日相隨ト「那波本「隨顏、南宋本「隨積」。「隨」と「隨」は通用字、隨は誤寫であろう。「隨」と「積」は通用字。

● 韓愈送高閑上人序 (文苑英華七三〇146頁) 和刻本韓昌黎集字55の6、四叢書3a、

「泊興淡相遺、頽墮委靡、潰敗不可收拾」

● 「頽頽、頽墮、いづれも「くずれおちる」意。

● 法下91「蹠履クツオル。佛下本必頽頽頽ニ俗下正績正クツルカタフク」。

● 法中40「墮音惰タコホルヤフル隨許規反クツカヘルヤフル」

● 『萬葉集』54に「戀男子名古日歌」があり、「漸カタ可多知久都保里」(稿本)

という句があり、「久都保里」は諸本「都久保里」となっている。契仲は『萬葉

代匠記』(岩波全集8頁140)に「精撰本ガタチツクホリハ逐ル意ニヤト聞ユ。若久都

ノサカサマニ寫サシテ、クツホリニヤ。隱シラカクリト云ハ、クツホレラクツホリト

モ云ヘシ」と述べている。「逐ル」は「穿ル」と同意にて「ちぢむ」意。「可多知久

都保里」は「容貌憔悴」の意であろう。

【桐壺】(紫ナシ 河189, 200, 大成14, 新釋14)

【河】よこやまなるやうに

經文ニ九横死あり 其中ニ八者横為毒藥 厭禱呪咀之所中害といへり  
藥師經

〔考證〕

○唐玄奘譯 藥師琉璃光如來願功德經 (大正藏 48 頁 24)

「大德、汝豈不聞、如來說有九橫死耶。…九橫云何。…愚癡癡迷、惑信邪、  
倒見、遂令橫死、入於地獄、無有出期。是名初橫。二、者橫被王法、  
之所誅戮、三者收穢婦戲、耽淫嗜酒、放逸無度、橫為非人奪其、  
精氣。四、者橫為火焚、五、者橫為水溺、六、者橫為種種惡獸所啖、  
七、者橫墮山崖、八、者橫為毒藥、厭禱呪咀起屍鬼等之所中害。九、  
者飢渴所困、不得飲食、而便橫死。是為如來略說橫死有九種。」  
(「橫死」はよこざまなる死。壽命が盡きないのに死ぬこと。「非人」は夜叉惡心鬼  
の類。「厭禱」はきらい祈禱すること。「起屍鬼」は呪力により死人を立にせ、怨み  
のある者を害する鬼。「中害」は害に當ること。)

●春日政治『西寺金光明最勝王經古點の國語學的的研究』(平安初期點 44 頁)

「橫生毀謗」(釋式 橫サマに毀謗を生じ) 44 頁

●築島裕『大般若經音義の研究』(鎌倉期點 天理本質 2 卷 勉誠社刊)

「橫」ヨコサマ

●佛下本の「橫」ヨコサマ、佛下本の「橫」ヨコサマ

●前田家本色葉字類抄「橫」ヨコサマ

●禮記正義六檀弓上(47 頁上 阮刻三冊本)

「一死而不弔者三、畏、厭、溺(疏)死而至厭溺、正義曰、此、下、即論非理橫死、亦

合<sub>レ</sub>平<sub>レ</sub>哭<sub>二</sub>之事<sub>一</sub>

●日本書紀 廿五 孝德天皇 大化五年三月己巳(國史大系②4頁々、天理兼右本38頁、③)

「見<sub>レ</sub>諸<sub>二</sub>身<sub>一</sub>刺<sub>二</sub>而<sub>レ</sub>汎<sub>二</sub>心<sub>一</sub>橫<sub>二</sub>誅<sub>一</sub>」

【桐壺】(紫一ナレ河一18<sub>19</sub>202 大成15、新釋14)

【河】人わろくかたくなに

頌

【考證】

(大成底)「人わろくかたくなに」(河内本)尾 人わろくかたくなに

●佛下本云「頌 誤鱧反カタクナシ カタクナカタクナリ」

●前田家本云葉字類抄上ツク「頌 カタクナリ」

●日本書紀 廿四 皇極天皇 二年十一月丙子朔(國史大系②4頁、天理兼右本38頁)

「噫入<sub>レ</sub>鹿<sub>一</sub>極<sub>二</sub>甚<sub>一</sub>愚<sub>二</sub>心<sub>一</sub>癡<sub>二</sub>擧<sub>一</sub>行<sub>二</sub>暴<sub>一</sub>惡<sub>二</sub>」

●東大寺諷誦文編 卷行「凡夫 隨<sub>レ</sub>行<sub>一</sub>」(行「癡<sub>二</sub>ナル子<sub>一</sub>」必行「世人反云愚心癡」)

「言<sub>レ</sub>テ言<sub>二</sub>ヲ癡<sub>一</sub>ヲ云クナ物<sub>一</sub>」

●「かたくな」は頑固でわからずやの意。新撰字鏡において「加々々奈」

の訓を持つ漢字は「燈、恨、駭」の三字。

【桐壺】(紫一ナレ河一18<sub>19</sub>200 201 大成15、新釋14)

【河】しはたれかたに

神事式 = 泣きは塩垂といふ

〔考證〕

● (大成底)「御しほたれかちい」(河内本)尾「しほたれかちい」

● 神事式は次の二書を指すか。

○ 皇太神宮儀式帳(延暦廿三、八、廿八注進 群書類從 神祇部一輯三頁下)

○ 亦種種乃事忌定給支人打乎奈津止云、嗚乎鹽垂止云

○ 延喜式 立齋宮寮 (國史大系前篇 99頁)

「凡忌詞、肉七言。佛稱中子、經稱染紙、外七言、死稱奈保留。

病稱夜須美、哭稱鹽垂。」

● 法上ル「泣くシホタル」

● 遊仙窟 (醍醐寺本)

「遂則披衣對坐、泣淚相看。」

● 桐壺 (紫一ナシ) 河(19和200下) 大成(14、新釋(14))

(河)「かこともきこえつへくせん」

かことは所によりて其心かけるへし 是はかこつ義也

折言トカか附てちかひ 誑トカ恨る心也 少事トカいぢ、かなる心也

あつさうまうつさう年をへて我せしトカはしみせよ

下紐トカぬしるしと成もとけなくにかけるかことは戀すトカありける



新言  
東路のみちのはてなるみたち帯のかことばかりもあはむとぞ思ふ

〔考證〕

● 法上タケ「折言セツゴン音遊オンユウチカフ和セイ」、法上タケ「如言ニョゴンカコツ」、法上タケ「証シヤウ俱况キキヤウ反ヘン」  
タフロカスアサムクイツハルイハル或ナマツフ。

● 廣韻クワフン去キョニ祭セ「折言セツゴン折言約セツゴンヤク。去キョ四シ上シヤウ漾ヤウ「証シヤウ欺キ也」。

○ あつろ弓ユミ…伊勢物語イセモノガタリニテ四段シヤウダン（伊勢物語イセモノガタリに就きての研究ケンギヤク。校本篇セツベン見ミ）

○ 下紐ゲヌの…同右ドウウ二段ニダン（同右ドウウ破頁ハクヤク）

○ 東路トウロの…新古今集シンキョウキン十ジュウ戀コイ（古今和歌六帖キョウキョウワカ五ゴおび…あひみてしかな）

● 「かごと」は人トカこつていう言葉。注（証）の「恨る心」とは恨みごとをかこつ意。

〔桐壺〕（紫ムラサキナシ 河カハ19ジュウニ20ジュウより 大成ダイジョウ15ジュウ新釋シンシヤク14ジュウ）

〔河〕御かたみとて

記念遊仙窟キネンユウセンクツ 信

〔考證〕

（大成底）御かたみにとて （河内本）尾為オノナリ御かたみとて

○ 遊仙窟

鳳錦ホウキン行須ユキ贈オウケ（醍醐寺本、和刻本ワキ）

「御ミ府フ子コ信シン」（醍チ醐ご和ワ6ロク）

「以為カシニ記カキ念ニ心ヲ」(醍和伊々)

● 萬葉集「おいては「過去君之形見跡曾來師(二)也、」和伎母故我カガ可多カ美ミ尔ニ見ミ牟ム乎乎」(十五卷)、「音ネ妹イモ手テ我ガ可カ多タ見ミ我ガ氏ウヂ良ラ茅チ」(以上増本)等の用例がある。

● 播磨國風土記 宗永卿 御方里 (岩波古典大系 22頁) 天理藏三條西家本 40頁)

「云大神為形見植御杖於此村故曰御形」(訓點は大系本による)

● 「かたみ」は故人や遠方の人を思い出す品物。ここでは更衣の遺品。

● 古今集十四卷戀歌「さきかたみのひとぞね

「おほぞらはこひしき人のかたみかは物思ふごとにながめらるらむ」

● 同右十四卷「題しらずよみ人しらず

かたみこそ今はあなれこれなくはわするる時もあらましものを」

● 拾遺集九卷雜下 伊勢のかやす所うみたてまつりけるみこのなくなりけるが

かきおきたりけるを、ふちつぼよりれいけいでんの女御の方いつかはしたり

ければ、このゑかへすとて

「さか人のかたみと思ふにあやしきはゑみても袖のぬるるなりけり」

● 新撰字鏡(宇三三三)「追念心加不弥」

● 法上ホウジョウ「信シノオモヒテシルシカクミ」

〔桐壺〕(紫ナレ 河<sup>ワカ</sup> 大成<sup>大成</sup> 新釋<sup>新釋</sup>)

〔河〕御しゃうそく(くたり)

くたりは一領也

長恨哥に春衣一對とあり 長恨哥傳ニモ序ニモ無し

〔考證〕

(大成底)「御さうそくひとくたり」(河内本)尾「御さうそくひとくたり」

○白氏文集四繚綾念心女工之勞也(神田本、天理正應二鈔本<sup>見</sup>、大東志金

澤<sup>見</sup>又庫本<sup>見</sup>、那波本<sup>見</sup>)

「昭陽<sup>舞</sup>美人之恩正深<sup>見</sup>春衣一對直<sup>見</sup>千金」

●「一領」は衣裳など一そうい。

●魏・曹植 上<sup>見</sup>先帝賜<sup>見</sup>鏡表(初學記<sup>見</sup>三<sup>見</sup>甲<sup>見</sup> 頁<sup>見</sup> 全三<sup>見</sup>國文<sup>見</sup> 頁<sup>見</sup> ⑤)

「先帝賜<sup>見</sup>臣<sup>見</sup>鏡 照<sup>見</sup>光明<sup>見</sup>光<sup>見</sup>各<sup>見</sup>一領<sup>見</sup>、兩<sup>見</sup>襜<sup>見</sup>鏡<sup>見</sup>一領<sup>見</sup>」(兩<sup>見</sup>襜<sup>見</sup>は<sup>見</sup>大<sup>見</sup>禮<sup>見</sup>の<sup>見</sup>時<sup>見</sup>に<sup>見</sup>

武官の<sup>見</sup>襪<sup>見</sup>に<sup>見</sup>用<sup>見</sup>いに<sup>見</sup>服<sup>見</sup>、兩<sup>見</sup>袖<sup>見</sup>を<sup>見</sup>く、胸<sup>見</sup>と<sup>見</sup>背<sup>見</sup>部<sup>見</sup>に<sup>見</sup>當<sup>見</sup>て<sup>見</sup>て<sup>見</sup>着<sup>見</sup>用<sup>見</sup>)

●晉四王起事(北堂書鈔<sup>見</sup>三<sup>見</sup>九<sup>見</sup> 袍<sup>見</sup> 惠<sup>見</sup>帝<sup>見</sup>賜<sup>見</sup>盧<sup>見</sup>志<sup>見</sup> 九<sup>見</sup> 頁<sup>見</sup> 上<sup>見</sup> ④ 事<sup>見</sup>出<sup>見</sup>晉<sup>見</sup>書<sup>見</sup> 盧<sup>見</sup>志<sup>見</sup> 傳<sup>見</sup>)

「賜<sup>見</sup>中<sup>見</sup>書<sup>見</sup>監<sup>見</sup>盧<sup>見</sup>志<sup>見</sup>鶴<sup>見</sup>綾<sup>見</sup>袍<sup>見</sup>一領<sup>見</sup>也」(鶴<sup>見</sup>綾<sup>見</sup>は<sup>見</sup>白<sup>見</sup>色<sup>見</sup>の<sup>見</sup>絹<sup>見</sup>織<sup>見</sup>物<sup>見</sup>)

●日本書紀十九 欽明天皇十五年冬十二月(國史大系<sup>見</sup> 頁<sup>見</sup>、天理兼<sup>見</sup>本<sup>見</sup> 頁<sup>見</sup> ②)

「奉<sup>見</sup>好<sup>見</sup>鏡<sup>見</sup>二<sup>見</sup>匹<sup>見</sup>、襪<sup>見</sup>二<sup>見</sup>匹<sup>見</sup>、襪<sup>見</sup>二<sup>見</sup>匹<sup>見</sup>、民<sup>見</sup>男<sup>見</sup>二<sup>見</sup>女<sup>見</sup>五<sup>見</sup>」(襪<sup>見</sup>は<sup>見</sup>良<sup>見</sup>質<sup>見</sup>の<sup>見</sup>毛<sup>見</sup>

襪<sup>見</sup>(フェルトの敷物)

● 同右冊 持統天皇七年正月辛卯朔癸卯(國史大系41頁、天理兼石本277頁)  
 「賜京師及畿内有位年八十以上人衾一領、施二匹、縣二屯、布四端。」

● 佛下本24。「領音冷、衣、フクヒ」

● 法下44。「一對上トクサネ、法下44、一對カサヌ衣」

● 黒川本色葉字類抄中名一「對春衣部」

【桐壺】(紫ナシ河195大成15新釋15)

〔河〕みくしあけのてうとめく物 調度

むかしは女御更衣以下常髪をあけがる、本儀之御髪あけの調度と  
 もを廣蓋い入る之 鉄釵子なりと

天武天皇十一年六月丁卯 男女始結髪

續日本紀曰天寶二年十二月乙丑令天下婦女自非神戶齋宮、  
 人及老嫗皆結髪

【考證】

○ 日本書紀 廿九 天武天皇 十一年六月壬戌朔丁卯(國史大系41頁、天理兼石本277頁)

「丁卯男夫始結髪、仍着漆紗冠」

○ 續日本紀 三文武天皇 慶雲二年三月丁未朔乙丑(國史大系33頁前)  
 「令天下婦女自非神部齋宮、人及老嫗、皆髻髪語在前紀至是重刺也」

箋注倭名類聚抄ニ形體都毛髮類 髮附

「唐韻云、髻音計、毛半也、利、髮也、廣韻作緘髮、說文新附云、髻音、古通用、

結、髻古、婦人首飾、取玉為兩環、此二字皆後人所加、則知結髻音環髻、古今

字、四聲字苑云、髻髮音還、和名美都良、屈髮也、類篇云、髻髮屈髮為髻、

與此義同、按髻其狀縮屈如環、故或謂之髻髮、皇國結髮雖其形不同、

然總髮之義無異、故訓髻為毛半也、利、故髻一訓亦同、新儀式内、親王初

笄儀、有結髮理髮座、吏部王記、天慶三年八月、章明親王元服、同四年八月、

源為明元服條、並云結髮、並是也、其美都良者、結髮為兩髻、古事記云、

左右御美豆良是也、故萬葉集用角髮字、蓋用禮記内則、剪髮為髻、男女

羈、注交、交、只角字也、源氏物語、桐壺、胡蝶等卷、所言、亦即此、或謂之阿

今萬收、以總髮用字、角字充之、總髮在兩髻、故以充、阿今萬收也、唐韻

唐の孫撫が隋の陸法言の切韻を増訂した韻書、佚書、縮髮まげを結う、四聲新附宋の徐鉉が

説文を校訂する時新く加えたもの、段玉裁の説文解字注に引かれる、清の鈕樹玉や鄭珍記に説

文新附考(叢新の所収)がある、四聲字苑、佚書、類篇、宋司馬光等撰進の字書、同時に撰進さ

れた韻書の四集韻と相補って使われる、九上中華書局影印本、新儀式、朝廷の儀式の恒式と變遷を

示した書、(群書類從、公事部六輯所収)、吏部王記、醍醐第四皇子重明親王の日記、佚文、四西

宮記等所収、四古事記、上巻、名(大成)、七萬葉集、七音角髮(枕詞)が見える、

説文解字、後漢、許慎撰、宋徐鉉校定、九上文四新附(四叢本、三)

「髻髻」總髮也、从髻、吉聲、古通用、結、古詣切、

新儀式 五 内親王初筮事 群書類從 公事部(二輯 初五)

「内親王初筮之儀。撤書御座。鋪<sub>二</sub>色<sub>一</sub>綵<sub>二</sub>綵<sub>一</sub>代<sub>三</sub>立<sub>二</sub>木<sub>一</sub>沐<sub>三</sub>用<sub>二</sub>所<sub>一</sub>各放<sub>三</sub>北<sub>二</sub>御障子<sub>一</sub>額間鋪錦端疊四枚。其上鋪地敷二枚并茵。為親王座。地敷茵用本家。或不放御障子。南第二間鋪親王座。又結髮等座在<sub>三</sub>其<sub>二</sub>西<sub>一</sub>東邊置理髮調度唐匣等。西邊鋪茵為結髮座。東面親王座以<sub>三</sub>北<sub>二</sub>二間<sub>一</sub>立<sub>三</sub>四尺<sub>二</sub>御屏風<sub>一</sub>三帖鋪長筵及疊為結髮理髮座。結髮加茵。或西禰北第三間撤御座鋪其座備其餐。次垂束廂御簾事畢上御簾撤裝束。御座不撤。王脚依召參上獻物酒饌歌遊給祿。一同男親王加冠之例。但結髮。或前侍。或典侍。理髮者別鋪饌給祿。其饌後院亦備高坪。又結髮自禰。唐綾羅等一襲。理髮紅染袷一領。理髮及若用東衣給阿古如御衣一襲。又綾羅雜類加結髮乎。或不加綾羅等。或只結髮等本家送女裝束各一襲。又鋪饌。

吏部王記 西宮記(改訂史籍集覽二十一 所引)

「天慶二年八月十四日、吏部記云々、章明親王加元服。寢殿母屋當戶向西向設加冠座。用上敷二枚及茵。置中櫛具。二階唐匣、櫛、冠管及脚息等。冠者服。結髮就座。(親王元服。故書本字。)

「吏部記云、天慶四年八月二十四日、為明源氏加冠。引入座。土敷三枚加茵。冠者座土敷一枚茵云々。畢中櫛具。源氏出服。總髮。結髮。一。世。

源氏元服源氏故叢本二千三三4

● 禮記正義二八内則(沈刻二冊本149)四叢本八内則三三三〇

「三月之末擇日剪髮為髻男角女羈鄭注髻者所遺髮也髻凶曰角午達曰羈也髻髻者丁果反又大果反凶音信又田心反凶凶は頭のいたばり

次凶とは頭上の兩旁の角のところ「午達は頭上の毛をのこし縦横に交差して結んだまげ」

● 調度については傳名抄十四調度部中容飾具十四下箋註六六〇上に詳しい。  
結髪については同書(二老幼類所引、箋註一男女類髻髮總角の所引)参照。

● 白氏文集 三 太行路(金澤文庫本) 神田本

「與君結髮未五載勿心從牛女為參商」(神)

「與君結髮未五載勿心從牛女為參商」(金)

〔桐壺〕(紫)ナシ 河(19312011) 大成(15) 新釋(15)

〔河〕やうくしく

寂寥 和名 或開

延喜十三年授父牧馬賜左大臣御返事  
延喜御記云事始余毛有御馬嗜好乎御厩余不侍天波左宇くし

可有余因天奈年奉入留

〔考證〕

(河内本) 尾 ヤウクシ

○ 和名(抄) 出所未詳。

● 前田家本 色葉字類抄 下の「寂寞」サウサシ。川中「寂寞」居處部。

● 自氏文集 四册 牡丹芳(那波本96頁)。天理正應二鈔本64。本東急金澤文庫本54。同附64。

神田年記)

「去歲嘉木生丸徳 田中寂寞無人 至(天理)」

「寂寞(金)」「寂寞(同附)」「寂寞(神)」

● 同右 十二 長恨歌(那波本202頁)。本東急金澤文庫本202。書院部本。正宗本(イ)10(5)行。

「玉容寂寞淡欄干 秋木花一枝 春帶雨(金)」

「寂寞(書)」「寂寞(正宗)」

● 和詩には右のほか「寂寞(六)村雪夜坐 東金107」の訓もある。

● 延喜御記 には醍醐天皇の宸記。河海抄より引用した佚文が「列聖全集」宸記

集上巻 延喜十六年(97)に見える。● 伴中納言「嘸囉ヲサシ オロカナシ」

● 「さうざうし」は「さくさくし」の音便形という。心滿されず張合いのないさま。

「新撰字鏡(十二)初七)に「嘸囉 獨坐不樂 兒須如奈 志平庄奈志又佐久志」とい。和訓の一つ「さく

さくし」がその「さうざうし」の原形だとされている。この「嘸囉」は口のよく

まわらぬ小兒の言葉の形容(廣韻「囉 囉 歌詞、又嘸囉」とされる。字鏡の語

義が何に據ったか未詳。嘸にはさわがしい意があり、囉には聲が入り亂れる意

もあるので嘸囉はむしろさわがしい意の騒騒しいが當てはまるように思える。



〔桐壺〕(紫)河(河) 大成(新釋)

〔河〕いとうしろめたう

影護かげご 和名

女郎花うしろめたくもみゆるかなあれたる宿に獨たてれば

〔考證〕

(河内本)尾 いとうしろめたく

○影護の出所未詳。伊勢物語真名本(三七段、四二段)いずれも「後目痛」とする。「影」を「うしろめ」、護を「いたし」と訓ませるつもりであろう。影を「うしろめ」と訓ませる可能性はあるが、古字書類では未見。護に「いたし」の義はない。誤寫とすれば、名義抄(法上)に「讙音獨イタム」がこれに當る(「説文」。「讙、痛怨也」)。これとてこじつけの謗りを免れまい。桐壺卷のこの例は後方が氣にかかる、すなわち氣づかぬしい意である。「文選」の江淹の「別賦」(十六)胡刻本和刻本に「織錦曲兮泣已盡、迴文詩兮影獨傷」(錦を織って迴文詩を作り、夫に寄せ、別離の悲みを思った。そのため泣き盡さず心傷めていた)があるが、このばあい、傷心にさうひとりたづむ妻の影である。これもこじつけかも知れぬが氣になる句である。

○女郎花の歌 兼覽王の作。古今集四〇七 秋上。古今和歌六帖六「をみなへし」所收。

〔桐壺〕（紫一<sub>15</sub> 24<sub>15</sub> 河一<sub>19</sub> 20<sub>15</sub> 大成<sub>16</sub> 新釋<sub>15</sub>）

〔紫〕<sup>ハ</sup>サカ<sup>ク</sup>ともえまいらせたりてまつり給はぬなりけり

・速く也

〔河〕サカ<sup>ク</sup>とも

速<sup>ク</sup>改<sup>シ</sup>いそく心之奥入 或清く日本紀

素戔嗚尊遂到出雲之清地乃詔曰 吾心清く之 旧事本紀

〔考證〕

○日本書記 神代上（寶劍出現）國史大系<sub>14</sub>、天理乾元本<sub>14</sub>、神宮爲繩本<sub>15</sub>）

「遂<sup>ニ</sup>到<sup>リ</sup>出雲之清地<sup>也</sup>」<sub>五本</sub>清地<sup>此云素戔嗚鳥</sup>乃言曰 吾心清く之<sup>此今</sup>

此<sup>此</sup>地<sup>曰</sup>薄

●古事記上（大成<sub>24</sub>）

「我<sup>ハ</sup>御心<sup>ニ</sup>須賀須賀斯<sup>ル</sup>而<sup>シテ</sup>其地<sup>作</sup>宍坐<sup>ト</sup>」

○先代舊事本紀 四地神本紀（國史大系<sub>16</sub>、天理本<sub>28</sub>）<sub>170</sub>

「素戔嗚尊行<sup>テ</sup>覓<sup>テ</sup>將<sup>テ</sup>婚<sup>ス</sup>之處<sup>ニ</sup>遂到<sup>リ</sup>出雲之清地<sup>也</sup>亦云須賀須賀斯<sup>ル</sup>乃

詔<sup>リ</sup>曰 吾清く之<sup>也</sup>」

●「すがすが」はためらわずすなりとの意。

〔桐壺〕（紫一<sub>15</sub> 24<sub>15</sub> 河一<sub>19</sub> 20<sub>15</sub> 大成<sub>16</sub> 新釋<sub>15</sub>）

〔紫〕長恨哥の名亭子院のガ、セ給て伊勢母負之によませ給へるやまと

ことのはをももろこしの哥をもた、そのすちをそまくらこといせさせ給

・伊勢集にいはいく長恨哥の繪の御屏風 亭子院にいらせ給て所、の  
名をよませ給けるに御門の御手にて

・もみちはのいろにわかれすふる物はもの思秋の涙なりけり

〔河〕長恨哥の御名亭子院のガ、セ給て伊勢母負之によませたまへる  
やまとこと紫を

伊勢集云 長恨哥の御名の屏風 亭子院にガ、セ給てところく  
の名をよませ給けるに御かとの御にて

もみちはの色にわかれすふる物は物おもふ秋の涙成ける  
亭子院七条以南油少路以東一町

〔考證〕

○伊勢集のイハ(群書類從十五輯445)。新国歌大觀。兩集に異同が多いので群書類從

を底本に大觀本と對校する。既に西村富美子氏が全歌引載している。

「長恨歌の御屏風 亭子院のゆいせ給て所々よませ給ける 帝の御手にて

續後全巻  
三  
紫けいこ見えわけてふる物は物のおもふ秋の涙成ける

まかくはかりおつる涙のつまれば雲の便りにみせまし物を

番かへりきて君おもほゆる 蓮はの 泪の 玉とおきゐてそみる

立玉すに水明るもしらてぬし物を 夢にも見しと思ひかけ時

さく水なぬにはらはぬ 庭は城の 悲しきことの葉のみちりて

こ水はきさきじかはりて

ま導へする雲の 船にいながらせは 世をうみながら 謙かとはまし

さるる雲の人ゆきまぜぬ物ならは 心を涙は 晴れかきま

六月も日もなぬかの 境の 契をけ きれしほといも又そわすれぬ

先消し身に 返もけぬへし 春かすみ がすめるかたを 齋と思へは

さ味にもおひす 羽もならへ 汗跡に 涙を 隔てし 君を 潤らん

●右の十首始めの五首は 玄宗皇帝の心を詠じたもの。後の五首は楊貴妃のそれ。頭の番號は 大觀の配列順。紫明抄や河海抄が如何なる伊勢集を使つたか解明すべきである。五ニ番がそれを解く唯一のカギを提供しているが、これに限定すれば大觀本の底本たる西本願寺本より三條西實隆寫紫裏本系類從本の方が、紫明、河海に近い。貴之歌未詳。

〔桐壺〕（紫一七）河（20<sub>14</sub> 20<sub>16</sub>）大成16<sub>7</sub> 新釋15<sub>10</sub>）

〔河〕 もろこしの哥をさ

詩言志 詩永言といへり 詩哥已各別歟 但これに詩をも哥とをし  
くめていへるこ

〔考證〕

○尚書（一）舜典（二）虞書 孔氏傳（四）叢14<sub>7</sub>、阮刻二冊本正義三12<sub>12</sub>、初學記三（文章11<sub>7</sub>）

「詩言志、歌永言」（傳謂詩言志以導之歌、詠其義以長其高、聲依永、律和聲、傳）聲謂五聲、宮商角徵羽、律謂六律、呂、十二辰之音氣、言當依聲律以和樂」（鄭玄の詩譜序（阮刻毛詩正義2<sub>1</sub>）に虞書を引く）。

○毛詩（一）周南關雎 詁訓傳（漢）毛亨傳、鄭玄箋、唐陸德明音義（四）叢11<sub>6</sub>。

阮刻本正義2<sub>12</sub>、群書治要三 詩周南 金澤文庫本143。）

「詩者、志之所之、在心為志、發言為詩、情動於衷而形於言、言之不足、故嗟歎之、嗟歎之不足、故詠歌之、詠歌之不足、不知手之舞之、足之蹈之也、情發於聲、成文、謂之音、發、猶見也、聲謂宮商角徵羽、聲成文者、宮商角徵羽相應也」

●紀淑望の古今集真名序の目頭は尚書及び毛詩の影響が言われている。

〔桐壺〕（紫一七）河（20<sub>14</sub> 20<sub>16</sub>）大成16<sub>7</sub> 新釋16<sub>3</sub>）

〔河〕 みたり心ち

足寒時心乱

〔考證〕

○唐武后臣執下利人章（叢新（佚存叢書）64下④。宮内庁本下44。）

「夫足寒傷心、人勞傷國、自然之理也、養心者不寒其口、為國者不勞其人、理也」

者不勞其人、理也」

●「みだり心地」は取り亂した心のありさま。

【桐壺】（紫）14下15下。河）20下20下。大成17。新釋16。）

〔紫〕かのをくう物御覽せうすなき人のすみかたつねいてたりけんしるしのかむろしならましかけとおけすもいとかなし

・指瑠衣女取金。鉏。鉏合各折其半授使者曰為我謝太上皇謹獻

是物尋舊好也。長恨哥傳

〔河〕なき人のすみかたつねいてたりけんしるしのかんさし

指瑠衣女取金鉏鉏合各折其半授使者曰為我謝太上皇謹獻

是物尋旧好也。長恨哥傳

〔考證〕

（大成底本）「なき人のすみかたつねいてたりけんしのかんさし……いとかなし」

（河内本）尾……

○白氏文集十二感傷長恨歌傳（那波本16。東急金澤本16。正宗正安二本16行いんか）

「指碧衣女取金釵・鉗合各・折其半授使者曰・為我・謝太・上皇・  
謹獻是物尋舊好也」(金)入摺本曰那波本が南宋本の「あろう」  
「指碧衣女取金釵・鉗合各・折其半授使者曰・為我・謝太・上皇・  
謹獻是物尋舊好也」(正宗)

〔桐壺〕(紫)145下。河(209)202上。大成17。新釋14。

〔紫〕<sup>繪</sup>にかけるやうきみのかたちはいみじき<sup>繪師</sup>といへともふてかきりあり  
けれはいといはひすくなし たいえきのみよう ひやうのやなきもけにかよひ  
たりしかたちいろあひからめいたりけんよそひはうるわしうけふらいつそ  
けありけめなつかしうらうたけなりしあうさまはをみなへしのかせになひき  
たるよりもなよひなてしこのつゆにぬれたるよりもらうたくなつかしかりし  
かたちけはひをおほしいつるに花とりのいらにもねいもよそふへきかたそ  
なき

・歸來池苑皆依舊 太液芙蓉未失柳 長恨哥

・芙蓉 荷一名也

・おほよそ源氏物語といふ物あまたある中に光源氏物語といふは紫式部若  
のしわざなりしかるをこ夫大監血物源光行かいて志につたへきたれる本むか  
しよりよみつたふる説々みたりかはしきによりて人のまよひをたすけ世の  
さまたけをたささんかために句點をきり<sup>録</sup>字をつくといへともわたくしあ

るに、たり故實の人にとふらはんと思て五條の亭(繪成卿)にまかり(守)むかひ  
 てこの事を談へきよし申におほきによろこひてとししころわがねかふとこ  
 ろこの事にありとて暮年に功を、へたりそのあひたしたかひつかへたる物  
 た、親行ひとり目をかゝすこゝに三品の本桐壺巻をひらき見れば名に  
 かけるやう(場)き(貴起)ひのかたちけいみしき名しといへともふてかきりありけれは  
 いといはひすくなしたいえきのふようひやうのやなきもとがきてひやうの  
 柳といふ一句を見せけちにせりすなはち親行をつかひとして申やりけ  
 る楊貴妃をば芙蓉と柳にたとへ更衣をけをみなへしとなてしこにた  
 とふみな二句つゝ、にてよくこそえ侍るを御本に未央の柳をけたれたるは  
 いかなる子細(すま)の侍そやと申たりしかは我はいがてさる自由のわきはし侍  
 へき侍従大納言行成卿一筆本にこの一句を見せけちにせり紫式  
 部同時の人に侍れは申あはするやうこそありつらめとてこれも墨をつけ  
 ては侍れといふかしさにあまたひ見しほとに若菜の巻にて心をえてお  
 もしらく見なして侍なりと申されけるを親行かへりてこのよしをかたる  
 に若菜巻にはいつくに思あけせられたるか申されしといふにそれまで  
 けたつね申さすところある時人の使は問答いふかしからぬをこそ專使と  
 いふに汝道理をわすれたるふかくの事也すみやかに見あきらめて不審  
 をひらくへしと申されてことほりなれば親行(守)とちこもりて若菜巻をひら  
 き見る事六十遍(ま)にをよみてその心を得たり朱雀院の五十の御質を六



條院の御きたとしてとりをこなはれし時、女試樂に院人とのありさまを  
よろづの物に思よそへられし時、宮の御方をのそき給へば人よりけにち  
みさくうつくしけにてたゞ御そのみある心ちすにはひやかなるかたけをくれ  
てたゞいとあてやかになまめかしくて二月のなかの十日はかりのあをやぎの  
わつかにしたりはしめたらん心ちして鶯のほかせいもみたれぬへくあえ  
かに見え給さくらのはそなかに御くしはひたりみきよりこほれかゝりて  
やなきのいとのきましたりとかけるにはしめの未央の柳はようなき物と見  
つやがて父にかたるにみやこの好士さまくおほかれとこの三品の和才  
すくれたる中いこの物語をあきらかにもてあそふ人たくひなきかゆへに  
逸興を見だてられたるなるへしとてこの一句を見せけちにし侍しかば愚  
本もおなじしく見せけちにし侍なり

〔河〕にいえきのみようひやうのやなきにも

太液芙蓉未央柳 對此如何淚不墮 長恨哥

俊成卿本に未央柳の一句をみせけちにしけり 是は行成卿自筆本の  
様云々

親行云六條院の女樂に女三宮を二月はかりの青柳にたとへたり  
人の貞を柳にたとへたる事一部の内に兩所あり 無念なるに似たり  
然而芙蓉柳是又いつれも除かたきによりて書ながらみせけちにしたる  
状云々 けふらにこそは

〔考證〕

●行成本によつて俊成本が「未央柳」を見せ消ちにした。これにより光行とその息の親行本も未央柳を見せ消ちにしたということ。俊成・親行本は、何れも河内本系らしい。次に大成底本（青表紙本系）と傳俊成本・親行奥書本等と比較してみる。（旁線部兩系本において本文を缺く部分）

イ（大成底本）：太液芙蓉未央柳……からめいたる……うるわしう——こそ

ロ（河内本）：太液芙蓉——……からめひたりけん……うるわしうけふらにこそは

イらうにけなりしを

ロらうにけなりしありさまはをみなへしの風になひきたるよりもなまよひな

イ

ロてしこの露にぬれたるよりもうらうたくなつかしかりかたにちけけひを。

大成所收河内本系中、源親行等奥書御物本、親行奥書鳳來寺本、傳俊成筆本等が特に注目すべき本文であるが、河内本諸本において本文部分の異同はない。河内本系「未央柳」を缺くがこの柳は楊貴妃ら唐美人の髪型はともかく平安貴族の柳なす髪を表現する意味、對句法からも缺くべきものでなければならぬ。本文を見せ消ちにした理由は、河海抄にも見えるが、その邊に配慮がなされたものであらう。

○白氏文集上必長恨歌（那波本、必長卷急金澤文庫本、正宗本、29行）

「歸來池苑皆依舊、太液芙蓉未央柳、芙蓉如面柳如眉、對此如



「良」和ラウ(法下知)、「勞」イタクルネキラフ和、ラウ(僧上知)、「亮」吳音ラフ(法下知)とあり、和音(日本漢音)による。「勞」については音義において適合する。

〔桐壺〕(紫石名)。河(引初知)。大成抄。新釋抄。

〔紫〕はねをならへたをかはさんとちきらせ給しに

・在天願作比翼鳥 在地願為連理枝 長恨哥

〔河〕はねをならへ枝をかはさむと

在天願作比翼鳥 在地願為連理枝 長恨哥

爾雅疏曰南方有比翼 不比不發 其名謂之鵲 似鳧青赤之

木 連理者仁木之 見晉中興書

或異本同枝或枝旁出上更還合之

孝經援神契云 德至草木則木連理

孫氏瑞應圖云 王者德化洽八方合為一家 則草木連理已上符瑞圖

符瑞圖云 比翼鳥者名曰兼々 見爾雅 一名蠻々 見山海經 其狀

如鳥一翼一目 其色青赤 處々南方宗吉金門之山 結句團東

不比不飛 見山海經 爾雅

孫氏瑞應圖曰 王者有孝德明至

山海經云 見則大水

天曆御集  
しきてのせしにての後の後のせもはねをかはせる鳥と成らん

御返し  
杖契ることの葉下にもかはらすはわれもかはせる枝と成なる  
連理口仁木之漢武帝元狩元年に生たり其外不可勝計

〔考證〕

○白氏文集十三卷長恨歌(那波本209頁、今東急金澤文庫本209、正宗本(一)216(イ)行)

「在天願作比翼鳥(見前雅)在地願為連理枝(金)

○爾雅疏注疏之釋地九晉郭璞注宋邢昺疏(阮刻二冊本245②)

「南方有比翼鳥焉。不比不飛。其名謂之鵲鵲(注)似鳧青赤色」

目一翼相得乃飛(疏)注似鳧至乃飛釋曰案山海經云崇吾山有鳥

狀如鳧一翼一目相得乃飛名曰鸞鳥郭云比翼鳥也色青赤不

比不能飛爾雅作鵲鵲者謂此也。

○劉宋何法盛晉中興書(藝文類聚六祥瑞木連理晉中興徵祥說199)

「王者德澤純洽八方同一則木連理連理者仁木也或異枝還合

或兩樹共合(建元湯球晉中興書云當作武元年木連理四一生膏湯

醫本云當作嵩山一生武自旦一生汝陰一生汝陽(連理兩株の枝または幹

が理一つとなる祥瑞のしるし。還合は別別の枝がめぐりあわさること。河海抄或異本と

あるのは延喜式ニ治部省祥瑞下瑞に「木連理仁木也異本同枝或枝旁出上更

○孝經援神契(藝文類聚木連理199)

「德至於草木則木連理」

還合とあるによつたものか。

○孫氏瑞應圖

(藝文類聚木連理 1677 (瑞應圖)。太平御覽八七三木 1272 下)

「木連理、王者、德化洽、八方合為一家、則木連理。」一本曰、不失少民心、則生。」「(化洽、教化が民に行きわたること。少民、人民のこと。)

○符瑞圖 (藝文類聚九 祥瑞下 比翼 1110)

「比翼鳥者、王者、德及高遠、則至。」一本曰、王者有孝德、則至。」「(河海抄、引く。符瑞圖は、爾雅疏、とほぼ同文。まに、藝文類聚、比翼引くとくろの山海經、爾雅、瑞應圖、に郭璞の(山海經)贊を合すれば、河海の符瑞圖、かてもあがる。)

○山海經 西山經二 (四叢 207 下)

「西次三經之首、曰、崇吾之山。有鳥焉、其狀如鳧、而一翼一目、相得乃飛。名曰蠻蠻、比翼鳥也。色青赤、不比、不能飛。爾雅作鵯鵯鳥也。」

同右 海外南經六 (36 下)

「曰、南山在結匈東南。比翼鳥在其東。其為鳥青赤似鳧、兩鳥比翼。」曰、在南、山東。」

同右 大荒西經十六 (76 下)

「有巫山者、有叡子山者。有金門之山。有比翼之鳥。」

○玉葉和歌集十 (戀 宣耀殿女御にたまはせける 天曆御製)

「しきてのせしにての後ののちの世もけぬをかけせる鳥と成りなん」

同十 (御返し) 女御藤原芳子

「あきにすることの葉だにもかけらすは我もかはせる枝となりなん」

○後漢・荀悅前漢紀 孝武皇帝紀三卷第十二(四叢書十二卷)

「元狩元年冬十月、行幸雍、祠五畤、獲白麟、一角而有五蹄、有奇木、衆枝旁出、復合於上、(五時、立つのまつり、畦時、密時、上時、下時、北時)あり、天地の神靈をまつる。奇木が「木連理」を指すのであろう。」

●宋書二十九符瑞志下(志十九)(四叢書三九)

「木連理、王者德澤統治、八方合為、(一)則生。漢章帝元和中、木連

理生郡國……以下歴代の例を羅列)

●東觀漢記校注二 肅宗孝章皇帝(中州古籍社、四部備要ニ収ム本文に異同あり)

「章帝元和二、年、鳳皇三十九、朱草、木連理實、日月不絶、載於史

官、不可勝紀。」

●續日本紀三 文武天皇 慶雲元年六月己巳(國史大系(前))

「阿波國獻木連理。」

●「木連理」「比翼鳥」いすれも『金石索』石索四碑碣四、武氏石室祥瑞圖ニ「木連理」

「比翼鳥」に圖がある。道光元年遼古齋本(影印本あり)。

【桐壺】(紫一七、河一七) 大成(下) 新釋(下)

「河」いとししたちかとかとしく

最押立 日本紀 才学 同 廉々

〔考證〕

(大成底本)「いとをしたらちかとくしき所」  
(河内本、別本)「いとをしたらちかとくしう」

○日本書紀十五仁賢皇前紀 (國史大系432前) 天理兼右本1944123②

「幼而聰穎・才敏多識・然而仁意・謙如・温慈心」

○同右十七 繼體天皇廿四年春二月丁未朔 (國史大系30後) 天理兼右本202204②

「有高才者不非其所失」

○同右廿二推古天皇十二年甲子夏四月丙寅朔戊辰十七條憲法 (國史大系145) 天理兼右本14540②

「十四・才優於己・則嫉妬」

○同右廿持統天皇朱鳥元年冬十月戊辰朔庚午 (國史大系122後) 天理兼右本12240②

「及長辨有才學・尤愛文章」 (天津皇子)

○同右十七 繼體天皇廿四年春二月丁未朔 (國史大系30前) 天理兼右本211205

「令人舉廉節」 (廉節) (國) (化五224, 225, 237) (國) カドくしの訓ナシ

○佛上略 「才用・伎藝」

○前田家木色葉字類抄上(102) 「廉カト」

○運歩色葉 (105) 「才學」 (104) 「真才河廉」

○自河本字鏡集 (102) 「廉カト」

●右の例はいずれも利發、才氣の意。ここでは「かどかどし」は「心にかどがある」意。訓のみが問題にされている。



〔桐壺〕(紫)16<sup>310</sup>155、河(21<sup>314</sup>203)1、大成18、新釋18)

〔紫〕いもしひをか、けつくしておきおけします

・夕殿螢飛思悄然 秋燈挑盡未能眠 長恨哥

〔河〕ともし火をか、けつくして

夕殿螢飛思悄然 秋燈挑盡未能眠 長恨哥

〔考證〕

○白氏文集<sup>三</sup>長恨歌 (那波本19<sup>2</sup>132、大妻金澤文庫本20、正宗本改行)

「夕<sup>ト</sup>殿<sup>ト</sup>螢<sup>ト</sup>飛<sup>ト</sup>思<sup>ト</sup>悄<sup>ト</sup>然<sup>ト</sup>」秋<sup>ト</sup>燈<sup>ト</sup>・挑<sup>ト</sup>盡<sup>ト</sup>未<sup>ト</sup>能<sup>ト</sup>眠<sup>ト</sup> (金・正) (那波本 秋字作胤)

〔桐壺〕(紫)15、河(22<sup>34</sup>203)7、大成18、新釋18)

〔河〕もろのおと、

夜御殿 清涼殿あり 四方有妻戸 南、大妻戸一間之 御帳同清涼殿

東枕 礼記曰 疊御座敷之 御枕ニ階あり 神璽寶劔を案せらる有也復

履時東首 御帳の四角有燈檮搔燈として 夜火をいたす 是は神璽の御ため之 御帳有也復

の南西北に疊を敷て女房の座とす 見建曆御記

〔考證〕

○禮記 十三 喪大記 鄭注(四叢166) 阮刻二冊本正義四十四(下)。

一 履東首於北牖下 謂若未視之時也 病者(北牖)は北の窓、北牖(は北のきまね) 居(は北のきまね) 下、或為權下

順徳天皇

○逢曆御記(禁祕抄)夜御殿 (群書類從の輯り、故實叢書禁祕抄考註上の)

「四方有妻戸。南大妻戸一間也。帷帳同清涼殿。東枕、疊御座敷也。」

御枕有二階。葦葉御劔神璽、皆有覆。蘇芳帷帳、四角有燈樓。又帳南西北、敷疊為女房座。(抄考註には詳細な注あり。禮記の引用あり。河海抄に言及す。と参照。次に参考までに一部引用する)

●禁祕抄考註上 夜御殿 (本文は御記と同じ)

○夜御殿

○天子御寢所也 河海抄云有清涼殿。禁祕抄類從の輯り、故實叢書禁祕抄考註上の。林采抄云板敷ノ下土ケヲ去ン

タタ三尺許深ク掘タル由古老傳ニ有由 長曆御記ニ見エタリ。(以下略)

○東枕

○禮記曰寢時東首。朱子曰東首以受生氣也 陳氏云天地生氣始

於東方。(以下略)

〔桐壺〕(紫の宮、河に松の上、大成、新釋)

〔紫〕あさまつりことけをこたり給ぬへかめり

・春宵若短日高起 從此君王不早朝 長恨哥

〔河〕なをあさまつりことけをこたり給ぬへかめり

春宵若短日高起 從此君不早朝 長恨哥 (王字缺)

〔考證〕

〔大成底本〕…をくたらし給ひぬへかめり

〔河内本〕…をくたりたまひぬへかめり〔別本御・夢〕

○白氏文集三長恨歌那波本〔東急金澤文庫204、正宗本行〕

「春宵若短若短日高起日高起・從此・君王・不早朝不早朝」〔不早朝不早朝〕〔正宗〕

〔桐壺〕〔紫河内河〕河河大成18、新釋18〕

〔紫〕あさかれる

・朝餉間在清涼殿

〔河〕あさかれるのけしきはかり

朝餉間二間之於此所朝夕供之南平敷二枚北上東北立絹屏風  
夜の御殿の方に副障子御屏風の内外に案御調度二階唐匣管硯箱  
管螺鈿厨子二脚冠呂二唾管手拭管几帳一大床子二脚被置之  
春冬は圓火櫃あり和繪之陪膳上藹女房典侍或聽色人候朝餉南間端中  
藹内侍或小上萬障子の外に候して取傳下藹得選以下次第傳之朝餉には  
女房皆上髪三位以上は釵子許也女房不候之時公脚或四位侍  
臣為陪膳例之者禁野交野等鳥御鷹飼舎人付御厨子所進之  
建曆御記

〔考證〕

〔大成底本〕あさかれるのけしき許

〔河内本〕あさかれるのけしきはかり

○建層御記(禁秘鈔) 朝餉(群書類從 26 輯 272 下、禁秘抄考註上 27 上)

「二ノ間。南平敷二枚、北上東夜御殿、方有御障子。御屏風、内外、案御調度。

二階一。押屏、唐、匣、茗一。硯茗、螺鈿厨子二脚。非螺鈿、只近代蔣冠茗二。

啣壺、手拭茗、扇茗、几帳一。大床子二脚。一、在神、火櫃、春冬計也。也、廻

畫、和臺盤所、方障子、和繪。御手水間、方障子、畫猫。後涼殿、布障子

如、波殿。無、土、屋、用、少、柱、打、付、有、如、五、節、扇、脱、近、代、引、馬、繪、也、是、御、事、凡、御

調度等。近代蔣、蠻繪、自。又以白薄、撰、蠻繪、是、無、其、調、也、只、可、在、

時議。堀川院御時、蔣、桐、坑、雙、蔣、簀、子、南、立、馬、形、障、子、（考註の注參

照。「火櫃」は「火櫃」の誤りか、考註は「火櫃」とする。「和繪」は「やまとえ」、「蠻繪」は「か

らえ、唐繪、漢繪とも書く。中國風の畫題や様式をいふ。）

○同右 一御膳事(類從 272 上、考註上 27 上)

「朝餉、上蔭、女房典侍或召聽、色人也。候、朝餉、南端、中蔭内侍或候、床子外、取、

傳、下蔭也。又傳之、色人也。得選又傳之、亦自持參御膳。近代無、何、性

反、匡房記、御膳時、刀自持、御膳、伴反鬼、間、公卿、候鬼、間、無、障、近

代、自臺盤所、御簾出入、尤不便之由、家實、關自被稱之、云々、朝餉、女房

皆上、髮、三位已上、釵子許也。暑氣頃、凡、聽、不、上、髮、主上近代不

着御、不着御之時、引懸、御直衣、於朝餉、御座、供之、供御六、府御

贅、供先例等、置、御膳、柵、後、付、御厨子所。近代只直付、御厨子所、

禁野、交野等、鳥、同、之、鷹、飼、舍、入、朝餉、御膳、女房、不、候、之時、公卿、或、四

位侍臣爲<sup>4</sup>陪膳。恒例也。(以下略)。(河海抄)と引用が前後する部分あり。保  
御六府…先例等」は考註「保御四府供先例等」とする。「匡房記」は「江記」(史料大成  
「江記逸文集成」等所収。未確認)。

【桐壺】(紫<sup>1</sup>/<sub>17</sub>、河<sup>23</sup>/<sub>203</sub>、大成<sup>18</sup>/<sub>19</sub>、新釋<sup>19</sup>/<sub>5</sub>)

【紫】いとたいくしきわさなり

・退々也

【河】いとたいくしきわさなり

退々 水原奥入 此字不審 下えくしき、款 あいゝゑおの五字通するこ

事論語 態

<sup>本等</sup>なにかわさを我はしつゝかあまてるやひるめの神をしはしとゝめん  
<sup>本等</sup>しか(けかり)よきわさしてか天照や書目のかみをしはしとゝめん

【考證】

● 水原、奥入の用例未詳。だいたいしは先行きが危うく厄介なことをい  
う。

● 新撰字鏡 (十三<sup>1</sup>/<sub>15</sub>) 「攸々 思也、遠也、字、大礼又大伊々々志久」

● 温故知新書(俗) 「攸々」

● 佛上<sup>4</sup> 「退シリンク」

○ 神樂歌 書<sup>め</sup>目歌 (日本歌學大系<sup>100</sup>/<sub>10</sub>、袖中抄<sup>三</sup>) (日本歌學大系列<sup>218</sup>)

いか(けかり)よきわさしてか天照るやひるめの神を暫し留めむしはしとゝめん

いづこにか駒をつながむ 朝日子が あさひこの ちすや岡遊の 玉筥のうへに 玉ざいのよに  
或説  
なにいぬぎをわれをしつゝか  
(右の異本の「さあるさけべ」は『神樂注秘抄』(續群書類従十九上「一條兼良」に見えろ。)

○ 論語 季氏十六(高山寺中原本八四行四頁 高山寺古訓點資料一)

「言由心敬事由心敬」(「敬は敬(チラムコ)を思(おも)ふ」)(影印本釋文)

同右 季氏 (群書治要九四行四七 書院部金澤文庫本)

「言思中心事由心敬」

● 佛上の「事」未サ、法中「能」未サ

【桐壺】(紫一七〇七下、河二〇七二〇四上 大成一、新釋一)

〔紫〕ひとのみかとのためしまてひきいて

・他國の帝といふ也

〔河〕ひとの御門のためしまてひきいてさゝめきなけきけり

和語 長恨哥琵琶行 耳言万葉

揚貴妃うせて後玄宗位をさり給し事こゝれもさやうにやおはしますら

むとなけきける也

〔考證〕

○ 白氏文集十二卷 長恨歌 (那波本二〇四一四下、大東急金澤文庫二〇二、正宗本發行、書院

部本三五)

「七月七日・長生殿・夜半・無人私語時」(金)、「私語」(正宗)、「私語」(書)

○同右十二歳琵琶引(那波本)〇兼急金澤文庫本抄、書院部本)

「大絃嘈々如急雨・小絃窈窕々如私語」(「私語」(書))

●法下段「(函)語サ、メ、耳」佛中條「鰲魚達反コトワサ、サ、メ、ク」

●前田家本色葉字類抄下段「私語サ、メ、キコト 耳語同」

○萬葉集七〇寄木(塙本)

「向峯尔 並有檟樹 將成哉等 人曾耳言焉 汝情勤」

「耳言」(元曆)さ、めく。(類聚)さ、めく。(神田本)サ、メ、ク。(西本願寺)サ、メ、キ。

●「さ、めく」はひそひそと話す意。

〔桐壺〕(紫)〇河(新釋)〇大成

〔紫〕あくるとしのほる坊さたまり給にも

・東宮立坊也

〔河〕あくるとしのほる坊さたまり給にも

神武天皇 天孫生而明達意確如矣 年十有五立為皇太子 旧事本紀

神武天皇十二年立神渟名河耳尊為皇太子

〔考證〕

○先代舊事本紀七 天皇本紀上 神武天皇(國史大系)〇天理本(河)

「天皇生而明達意確如也年十五立為大太子（二本とも同文）

同右（國史大系94%。天理本1123%）

「冊有二年春四月壬子朔甲寅立皇太子神停（音）名川耳尊為皇太子

●日本書紀三神武天皇（國史大系114%。天理本右本1123%）

「天皇生而明達意確如也年十五立為太子（釋日本紀九確如弘仁

私記曰。111。加太冬豆與之兩本）

●同右（國史大系114%。天理本右本1123%）

「四十有二年春五月壬子朔甲寅立皇太子神淳名川耳尊（音）為皇太子

●河海抄が如何なる舊事本紀を用いたか未詳。

【桐壺】（紫一志。河239204%。大成19%。新釋20%）

「河」ものゝふあたか下きなりとも

天物部等廿五部人同帯兵杖降供奉旧事本紀

物部氏の遠祖天津麻呂神代に兵を取て天孫天降給し時御前を奉り給其子孫諸の物部を領して武勇の道を掌とり其後勇者を  
は物のふと云ならはせる敵 仇 死心同

【考證】

○先代舊事本紀 三 天神本紀（國史大系5%。天理本1123%）

「天物部等二十五部人同帯兵杖天降供奉」（二田物部以下紫紫紫）



田物部の二十五部の家系が羅列される。

同右 (國史大系<sup>66</sup>、天理本<sup>44, 66</sup>)

「副五部人」為從天降供奉 物部造等祖天津麻良(中略) 吾部

造。件領率天物部天降供奉二田造(以下略)。

●古事記中(神武天皇)(若波系<sup>16</sup>、古事記大成<sup>9, 14</sup>、古事記傳<sup>9, 116, 117</sup>、傳<sup>古川半七版</sup>)

「故爾通藝速日命... 宇摩志麻遲命。此者、物部連、櫛積臣、櫛臣、祖也。」

●傳<sup>116</sup>。「物部連、此はまづ母能か、布又物部てふ稱の事を説て、後に此氏の事を云云。(中略)さて物部と云者は、一部の武士にて、其はよ代に、殊

に斃て武事の勝れたる輩なりし故に、其部を殊に武士部とは名けられし

なり、されば母能々布と云は凡て武き人の稱物部と云は、一部の武き人の稱にて、差別

あるを、萬葉などには、母能々布にも物部と書る故に、まづいはしきことあるなり。(下略)

●萬葉集には「物部」ハハヤ檉櫛等之(十九<sup>44</sup>)の他「母能乃布能」乎等(廿<sup>44</sup>)、(中略)

等枕詞として使われてゐる。宣長は右の引用において省略したが、冠辭考等にも

言及し、詳細に考證している。

●僧中<sup>44</sup>「敵 俗敵字アタカタキ」55「敵 正敵敵俗カタキアタ」66「敵 俗敵字

アタ」佛よ<sup>9</sup>「仇 カタキアタ」法中<sup>44</sup>「犯心アタ」

●前田本邑葉字類抄(下<sup>28</sup>3)「讎アタ」仇同「殺同」死心同 敵同 仇同

【桐壺】(紫<sup>18</sup>7<sup>17</sup>河<sup>24</sup>24<sup>12</sup>大成<sup>20</sup>新釋<sup>21</sup>)

〔紫〕わさとの御学問をけさる物にてけかなきことふえのねにも雲居をひ

(一)かし給

・箏附柱蒼頡篇云韻耕反俗云象乃古度 形似瑟而短有十三絃 玩璃(箏)譜云柱

高五寸  
和名古度遲

・横笛律書樂圖云々音敵和名本出於羌也漢張騫使西域首傳一曲

〔河〕けかなきことふえのねにも雲ぬをひかし

・箏附柱蒼頡篇云韻耕反俗云象乃古度 形似瑟而短有十三絃 風俗通曰本秦

聲也 或云蒙恬造

横笛律書樂圖云音敵和名本出於羌也漢張騫使西域首傳一曲

風俗通曰武帝時丘仲所造或黃帝時伶倫造之

雲ぬをひかし徹天の樂の心也

〔考證〕

(大成辰本)「御かくもんはさる物にて、ことふえのねにもくもぬをひかし、」

(河内本)「はかなき、」

○和名抄四(元和本四行) 箋註六行○元和本四行 箋註六行

一附柱風俗通云神農造箏韻耕反俗云或曰蒙恬所造秦聲也蒼頡

篇云箏形似瑟而短有十三絃今樂箏譜云一二十三四五六七

譜云箏柱和名古高二寸具三才也今樂三才云天地人也

止知今樂三才云天地人也

「横笛 律書樂圖云、横笛 音歇、和名與古布江今、人唐樂所用謂之横笛後也 本出於羌也。漢張騫使西域、首傳一曲、李延年造新聲二十八

曲、(一風俗通云)は後漢王勔撰、聲音第六等に見える。異同あり。蒼頡篇、古代の字書、伏書。後漢、阮瑀「箏賦」は「初學記」十六等等に見えるが、當該部分を伏す。「律書樂圖」は「日本

圖見在書目」樂家に「樂圖」四巻とあるものり、教訓抄八(續群書類卷十九輯上)の横笛に、律音樂圖(音は古典全集本では書とまをい)として引用されている。なお、風俗通(一)「蒼頡篇」の箏譜の引用(抄)も見られる。和名抄を参照したもののであるが、他の資料も使っており参考になる。

○ 風俗通義 聲音六、笛 (藝文類聚四十四、笛) 風俗通義校釋(天津人民出版社)

「笛、武帝時丘仲所作也。」

○ 呂氏春秋 古樂五 (四叢の) 藝文類聚八十九、竹、  
「昔黃帝命伶倫爲律、伶倫自大夏之西、阮隃山之陰、取竹之解谷、斷兩節間、長六寸九分而吹之、爲黃鍾之宮、律之本也。」

○ 教訓抄八 横笛  
「又羌笛云、龍吟云、龍鳴云、漢武帝時、丘仲所作也、長一尺二寸、本者穴五也、伶倫造笛、此即取解谷竹、學吹者鳳凰、吹解谷、是崑崙北谷也。」

律書樂圖云、横笛 音歇、和名 本出於羌也。漢張騫使西域、習傳一曲、新樂亂聲、昔龍ナキテ、海ニ入ニシヲ聞テ、又此音聞ハヤト、戀ワヒシホトニ、始吹之。

竹ヲウチ切テ吹タル音、スコシモタカハス似タリ、始ハ穴五、エリタリキ、後セナ

ス。此、故、笛、龍、鳴、云、(以下略)

〔桐壺〕一葉(宮下)河(248204下)大成20。新釋(4)

〔案〕こまうとのまいれりけるなかにかしこきさう人ありけるをきこしめして

宮の内こまうにめぐん事は宇多のみかとの御いましめあればいみしうしのひやつしてこのみこを鴻臚館くわんにつかはしたり

・寛平遺誠云外蕃之人必所召見者在廉中見之不可直對耳李環朕已失之愼之

・鴻臚館いまのよつかなり異國人來朝之時停九重之出入於此所有問答

・漢書云鴻臚寺周礼大行人中大夫掌大賓之礼及大客之儀小行人下大夫掌邦國賓客之礼藉以待四方之使者臣秦曰典客漢書

百官表云典客秦官掌諸侯歸誼蠻夷秩中二千石景帝更名曰大行令武帝改曰大鴻臚王莽改曰曲樂胡廣漢官解詁云鴻臚

傳也所以傳聲贊導九賓也  
〔河〕こまうと

高麗人應神天皇廿八年高麗王遣使朝貢 みやこのうちにめぐむことは

宇多の御かとの御いましめあれば

寛平遺誠曰外蕃之人必可召見者(以下略之考證参照)

案之如遺誠者蕃客に直に對し給ましき由を載らるゝといへとも宮中にめす事をは不被誠歟而いまの詞本文に違する歟若又此外に有

別勅制歟如何情思之此文指召覽すへき故なくは轍不可召宮中  
といふ心を含歟作者料簡取意不依文歟  
こうろくわんにつかはす(二九三)

職員令曰玄蕃寮蕃客辞見饗饗送迎及在京夷狄監當館舍事  
謂鴻臚館也

鴻臚館は玄蕃寮にあり 仍此案頭を鴻臚卿と号す 玄は遠之蕃  
は蕃之遠蕃より宋朝の客を接する所之 古来於此所勅客餞する

詩句多く漢朝鴻臚寺又以此儀也 此館延曆遷都之始東西大宮  
被置之而弘仁に以東鴻臚館為東寺賜弘法大師 不空三藏鴻臚卿  
波或又大師三藏の 西寺賜修因僧都 其後七条朱雀  
再来ト云亭有野手 以西鴻臚館為西寺

に鴻臚館を立て置三韓館合於其中  
漢書曰鴻臚寺周礼大行人中大夫掌大賓之礼及大客之儀小行  
人下大夫掌邦國賓客之礼以摺符四方之使者至秦曰典客

漢書百官表曰典客秦官掌諸侯歸誼蠻夷狄中二千石景帝更名  
曰大行令武帝改曰大鴻臚 王莽曰典樂 胡廣漢官解譜曰鴻臚

傳之所以傳聲贊導九賓

〔考證〕

(大成底本)「こまうとのまいれる・なかい…いみしうしのひて  
(河内本)「りける やつして」

(こまうと)

○日本書紀十 應神天皇 (國史大系 100) 天理兼右本 13130 〇

「廿八年秋九月高麗王遣使朝貢因以上表」

○寬平遺誠 (群書類從 37 輯 33)

「外蕃之人必可召見者、在簾中見之、不可直對耳。李環朕已失之、慎之。」

(鴻臚館)

○日本書紀二十三 舒明天皇 (國史大系 100) 天理兼右本 14130 〇

「二年是歲改修理難波大郡及二館」

○令義解ニ職員令ニ (政實叢書 105 12 ③)

「玄蕃寮頭一人。掌佛寺僧尼名籍。(注略) 供齋。蕃客辭見、燕饗、送迎。謂凡諸蕃入朝者、始自入城、終于辭別、燕饗、送迎等。及在京夷狀、監當館舍。謂鴻臚事。玄蕃、集云、玄者遠也。蕃者藩也。一説、玄者僧也。蕃客也。」

●和名抄五 職官部 官名 寮 (元和本 62)

「職員令云、玄蕃寮 保守之萬良比 止乃豆加佐」

●鴻臚寺について (延喜式 四二 左右京 (國史大系 100) 拾芥抄 中末宮城諸院 (政實叢書 105 12 ③) 大内裏圖考證 三五 鴻臚館 (政實叢書 105 12 ③) 等に詳しい。

●渤海使との詩の贈答は元慶七年(八三三)渤海大使裴題と菅原道真とが唱和し詩風が自樂天に似ているといつて稱賛された時の作「鴻臚贈答詩序」がある。

る。また古今著聞集四に「渤海の人、大江朝綱が秀句に感涙を流す事」と題して「前途程遠、馳思於鴈山之夕雲、後會期遠、雲漢纒於鴻臚之曉淚」新潮古典集成(4)が見える。(帝王主編年紀、十五醍醐天皇延喜七年(815)國史本末(20)参照)

○漢書十九上百官公卿表七上(標點本中華書局、四叢七上(14))

「典客、秦官、掌諸歸義蠻夷。有丞。景帝中六年更名大行令。武帝太初元年更名大鴻臚。應劭曰、郊廟行禮讀九。武帝太初元年更名、行人、為大行令。初置別人。王莽改、大鴻臚曰典樂。」

●唐杜佑通典二十六職官八鴻臚卿(中華書局點本(2))

「周官大行人、掌大賓客之禮。秦官有典客、掌諸侯及歸義蠻夷。漢改為鴻臚。宣帝中六年、改大鴻臚為大行令。武帝太初元年、更名大鴻臚。又更名其屬官行人、為大行令。秦時又有典屬國官、掌蠻夷降者。漢因之。成帝河平元年省之、并大鴻臚。王莽改曰典樂。後漢大鴻臚卿一人。魏及晉初皆有之。自東晉至於宋、齊有事則權置兼官、畢則省。梁除大字、但曰鴻臚卿。後魏曰大鴻臚。北齊曰鴻臚寺。後周司寇有蕃部中大夫。隋文帝開皇三年、廢鴻臚寺、入太常。十二年復置。大唐龍朔二年、改鴻臚為同文。咸亨初復舊。光宅初改為司賓。神龍初復舊。(下略之)。(注、適宜略す)」

○胡廣漢官解詁(漢王隆撰、胡廣注、太平御覽三三職官三鴻臚卿(11))、叢新(10)(下)  
「鴻臚也、臚、傳也。所以傳聲替不道九賓。又曰、昔唐虞賓于四門、此則禮」

賓之制與鴻臚之任亦同。

○續漢書 (藝文類聚卷九職官立鴻臚卿。御覽三三鴻臚卿) (上)

「大鴻臚卿一人中二千石。諸王入朝當郊迎。典其禮儀及郡國上計屬焉。自天子拜王。蒼授印綬。及拜諸侯。諸侯嗣子及四方表狄封者。鴻臚召拜。」 (上計は郡國の會計報告使。「鴻臚召拜」後漢書二百五十二卷) (註)「臺下鴻臚召拜之」とする。

○周禮 十 秋官司寇刑官之職 大行人 (四叢十卷。注疏三七九上。阮刻二冊本。)

「大行人。掌大賓之禮。及大客之儀。以親諸侯。」 (鄭註) 大賓。要服以內諸侯。大客。謂其孤卿。

○同右 小行人 (四叢十卷。注疏八〇中。)

「小行人。掌邦國賓客之禮籍。以待四方之使者。」 (鄭註) 禮籍。名位尊卑之書。使者。諸侯之序使來者也。 (周禮(周官)の引用は通典。大唐六典。等からの引用であろう。)

●漢書百官公卿表の引用の「中二千石」は現行本不見。續漢書(後漢書)の依據しに先行書の「司馬彪の撰に於るものであろう」中の語句の混入か。

【桐壺】 (紫) 河 (大成) 新釋) (上)

「紫」御うしろみたちてつかうまつる右大辨のこのやうにおもはせてみてたてまつりたるにさう人おとろきてあまたひかたふきあやしふくにおや



となりてい<sup>皇</sup>わうのかみなき位にのほるへきさう物し給人のそのかたにて見  
れはみたれう水ふる事やあらんおほやけのかためとなりて天下をたすく  
へきかたにてみれば又そのさうたかふしといふ

光孝天皇嘉祥二年渤海國入觀大使王玄矩望見天皇在諸親  
王中拜起之儀謂所親曰此公子者有至貴之相其登<sup>皇</sup>天位<sup>必</sup>矣  
史記曰韋丞相賢者魯人也以讀書術為吏至大鴻臚有相工相  
之當<sup>至</sup>丞相有男四人使相之至第二子其名玄成相公曰  
此子貴當封侯

〔河〕右大弁

元明天皇和銅五年十一月辛巳加左右弁史生各六人通前十六

員

尚書者管轄之仁權衡之職也上象七星七年之故也漢朝尚書郎  
親近之官也仍口含鷄舌香手握蘭故云握蘭之職也  
ゐてたてまつる

將井子

さう人おとろきてあまたたひかたふきあやしむ

三代實錄曰仁明天皇嘉祥二年渤海國入觀大使王玄矩望見光  
孝天皇親<sup>王</sup>在諸親王中拜起之儀謂所親曰此公子有至貴之相  
其登天位必矣

史記曰韋相賢者魯人也以讀書術為吏至大鴻臚有相公相之當  
至丞相有男四人使相之至第二子其名其成相工曰此子貴當對  
侯又曰父相呂后曰夫人天下貴人令相兩子見考惠曰夫人所以  
貴者此男相魯元亦皆貴

大鏡勘文曰古老傳云延喜御時異國相者參來天皇御于藤中間  
御聲云此人為國主欵多上少下之聲之叶國躰云々天皇耻給不  
出御次先坊保明太子左大臣時平右大臣菅家列座依勅令相云第一  
人先坊容貞過國第二人時平賢慮過國第三人菅家才能過國各  
不叶此國不可久欵貞信公為淺藹公御遠離列候給相者遮申  
云彼候人才能心操容貞叶國定久奉公欵者古事談參照後引之

案之古賢皆載此注顯有疑胎保明太子本名延喜二年誕生同四年  
二月十三日立太子二歲同長元年三年三月十日薨廿一聖廟者昌泰四年  
正月廿五日遷太宰權帥給然者前坊誕生以前御遠行之列座之  
條顯以參差傳記之誤欵相者參來條者實事欵聖廟北野天滿宮道真  
或記云西宮左大臣行幸供奉し給けるを伴別當藤子といふ相人み  
て容貞人にすくれ給へりいまたが、るいみしき人をみすとほめ申ける  
かうしろをみて背に苦相ありおそらくけ赴謫所給へしといひけり

高麗人の詞にも光源氏を聊みにれうれふる事やあらむといへり相似た  
る欵玄成西宮和漢蹤跡一同欵續古事談參照後引之

〔考證〕

(大成底本)……いてたてまつる……(相)うおはします 人のそなたいみれは

(河内本)……りたるに……物し給……そのかたいてみれは

(底)……たすくる方にてみれは

(河)……(き)

○續日本紀五 元明天皇 和銅五年 (國史大系加(前))

「十一月辛巳、加、左右、弁官、史生各、六人、通、以前、十六員。」

●和名抄 五 職官 (元和版(下))

「大辨 職員令云左右大辨 於保伊於 (一)令義解。職員令ニ(故實叢書66(3))

●職原抄上 (職原鈔の基礎的研究 77)

「弁七人左 大弁二人 相當從四位上。凡尚書者管轄之任、權衡之職也。尤可撰其人。上象七星故也。又漢朝尚書親近之官也。仍口合鷄

古香、手握蘭。故此云握蘭之職也。(私附訓) 鷄舌香、和名抄云「雞舌香南

州異物志云雞舌香、是草之可合香」(元和本(下)) 丁子的一種で、口に含む香。親近之官」(天子の

拾芥抄中 官位唐名部 (故實叢書66(2)) 「側近くに仕えり官、故に口自天を消す必要あり」

「大辨左 尚書  
右 今世號尚書」

○三代實錄冊五 光孝天皇 (國史大系加(後))

「嘉祥二年渤海國入觀。大使王支、控學見天皇、在諸親王中、拜起

之儀、謂所親曰、此公子有、至貴之相、其登天位必矣。」(入觀、參内して

天子に拜謁すること。

○史記九十六 袁丞相列傳附 (標點本 266) ④ 四叢 53 頁 369 漢書 71 3 袁賢傳 310 ⑤ (標點本)

「章丞相賢者魯人也。以讀書術為吏。至大鴻臚。有相工相之。當至丞相。有男四人。使相工相之。至第二子其名玄成。相工曰。此子貴。當封元。」(蒙求 22) 「章平相延」があるが、紫明抄、河海抄、はいずれも漢書に基いていふ。

同右八高祖本紀 (標點本 270) ④ 四叢 47 頁 401

「孝文相呂后曰。夫人天下貴人。令相兩子。見孝惠。曰。夫人所以貴者。乃此男也。相魚目元。亦皆貴。」(魯元、孝惠の妹の魯元公主。)

○大鏡勘文云々 (源中最秘鈔 工 所引古老傳) (阿波國文庫本 大成 266 頁)

「延喜御時相者相人參入。天皇御于簾中聞御聲云。此人為國王。多上少下之聲也。叶國鉢。天皇恥給不出。御次太子保明左大臣時平右大臣菅三人列座依勅令相之。」

●古事談 六亭宅諸道 醍醐天皇保明親王時平道真等人相事 (國史大系 123 頁)

「延喜御時相人相者參來。天皇御于簾中。奉聞御聲云。此人為國王。多上少下之聲也。叶國鉢云々。天皇耻給不出給云々。次先坊保明左大臣時平。右大臣菅家三人列座。依勅令相云。第一人先坊容負過國。第二時平賢慮過國。第三菅家才能過國。各不叶此國。不可久歟云々。愛貞信公為淺藹公卿。遠離列候給。相者遮申云。彼

候人、才能心操形容、（字多）定久奉公歟。（實平）法皇聞食此、（事）被  
仰云、三人更不見及、於貞信公、向後必可善之由所見也云々。因之  
以第一女王、於朱雀院西對、有嫁娶之儀。于時貞信公大并參議  
方、法皇同御于東對云々。又貞信公云、吾賢慮之條雖兄不可方申  
左大臣。於他更者更不可及、今相者所見尤所為耻也云々。（古事  
談源顯業編、建曆二年（二二二）—建保三年（二二五）の間の成立。河海抄、貞治二年（二二六）  
前後の成立。淺藤は二月の殘つた日が本來の意であるが、才序の意か。）

● 日本紀略 後篇一 醍醐天皇（國史大系 8、9、20、25）

〔延喜三年十一月）廿日丙辰、女御藤原穩子産生第二皇子。（名曰崇象、後改保明。）（延

喜四年二月）十日乙亥、今上第二子崇象親王為皇太子、於紫宸殿宣制。

太子年二。（延喜十六年十月）廿二日甲辰、天皇御南殿、自皇太子保明親王加

元服。（延長元年三月）廿一日乙未、依皇太子臥病、大赦天下。子刻、

皇太子保明親王薨。（年廿一）

● 菅原道真は昌泰二年に右大臣となる。（昌泰四年正月廿五日）延喜元年大宰權帥に貶せられてい

るので保明太子は生れていない。古事談や河海抄（矛盾い疑問を呈して

いる）の相人の記事は當らない。

● 續古事談ニ臣節（釋書類從ニ七輯 44、47）

一西宮左大臣：コノオトド行幸ニツカマツラレタリケルヲ、伴別當廉平ト云相人

見テ、イマダカ、ル人ミズトホメケルガ、スギ給テ後ウシロヲミテ、北月ニ吉相ナ

カリケリ。オソラクハ遷謫ノ事アラムト云ケル。ハタシテ其詞ノ如シ。〔續古事談〕六卷は承久元年(三一九)に成立。河漢初ノ撰者は古事談とともに参照すること  
はできたらであらうが、紫式部時代(源氏物語)を寛弘(一〇四一)時代としてにこれら  
の説話がどのように行われていたか調査の必要あり。

【桐壺】(紫)厚多宮。河(26326)大成就。新釋(2)

【紫】引え

才・伎

〔河〕さえかしこき博士はかせにて

校 伎同 註子 伎藝事之 非本才云々

案之 和語強不然只才学の事之内教のさえともあり

博士 天平二年始並文章博士

漢書曰明於古今温故知新謂之博士

聖德太子習内教於高麗僧惠慈学外典於博士學見苜並 日本本紀 達矢

職員令曰博士一人掌教授經業課試学生

神龜五年七月廿一日 勅置律学博士二人

大同三年二月四日 格置紀傳博士

承和元年三月八日 格停紀傳博士加文章博士一員

〔考證〕

莊子 雜篇 寓言十七 (四叢九卷) 高山寺本甲卷三七(行)

「孔子云夫受才乎大本復靈以生(郭象註)若役其才知而不復其本靈則生之矣」(影印本ではフコト點がはつきり讀みとれないが、釋文があるので参照されたい。才)となつていればサイまたはザエと訓ませるのであらうか。莊子には才の用例が多い。孔子の云く、夫れ才を大本に受けて靈に復して以て生す(註)若し其の才知を役して其の本靈に復せざるるときには、則ち生とす。」

同右 内篇 逍遙遊(一) (四叢九卷) 〇)

「今一朝而鬻枝百金(陸德明音義)枝本或作伎竭彼反」

● 「ザエ」は「サイ」の古形とされる。辭書には『宇津保物語』俊蔭や『大唐西域記』長寬點(新瀾國語)が引かれる。

● 佛上語。「才」音財カ、用、伎藝

佛上語。「伎伎」渠伎、藝、女樂、作妓技通」

● 類聚三代格 四加減諸司官員并廢置事(國史大系 158)

「勅 大學寮 律學博士二人 直講三人。文章學士一人 生廿人。以前、一事已上同助博士。神龜五年七月廿一日。大政官符 紀傳博士一員、右大臣宣、奉勅、割直講員、置件博士、其官位同直講。大政官符 應加置文章博士一員事 右從二位行大納言兼皇太子傳藤原朝臣三守宣、奉勅、宜停紀傳博士一員、其紀傳得業及生亦從停止。承和元年三月八日」

同右 五大政官符

「定文章博士官位事 右依去天平二年三月廿七日格。置件官員定正七位下官。今被右大臣宣稱、奉勅、案唐令國子博士正五品上官、其文章博士宜改易前格定從五位下官。」

●應劭漢官儀（藝文類聚四十二博士830）

「博士、秦官、掌通古今。秩比六百石。員多至數十人。武帝建元元年、初置五經博士。宣帝黃龍元年、稍增員十二人。（同文曰漢書十九百官公卿表七上列）（標點本）」

○漢書十成帝紀（標點本234、四書67）

「儒林之官、四海淵原、宜皆明於古今、溫故知新、通達園體、故謂之博士。」

○先代舊事本紀 帝皇本紀 推古天皇（國史系九137、天理本九215、256、604）

「元年夏四月庚午朔己卯。立麻戶豐聰耳皇子為皇太子。及壯一聞十人、訴以勿失能辨、兼知未然、且習內教於高麗僧慧慈、學外典於博士覺舒、並悉達矣。」

○令義解二職員令二 大學寮（故實叢書%）

「博士一人。掌教授經業、課試學生。」

〔桐壺〕（紫19、18、76、河26、206、77、大成217、新釋227）



〔紫〕むほんの親王のけさくのよせなきにてはたよけさし  
・無品・外戚・無縁コトナキ

〔河〕むほんの親王のけさく縁のよせなきにてはたよけさし

漂ウツク日本紀 洋ウツクく文選 滄海濱ウツク同

〔考證〕

(大成底本) 無品親王の外尺のよせなきにてはたよけさし  
(河内本) 尾ハシむほんの親王のけさくの

● 外尺 傳明融本青表紙系)では「外尺ウツク」とする。また「無品親王」は「無品の

親王」とする。「外戚」は吳音では「グワイセキ」、漢音では「グワイセキ」(いすれも和音)と讀んだけずである。明融本の「グワイセキ」は「湖月抄」あたりから出たもので「なからうか」とこまで遡上できるが未調査。

○ 日本書紀(神代七代)(國史大系)4。天理乾元本。校本(ク)の

「洲壤シマノ漂ウツク」ハシ「浮漂ウツク」ハシ之「字水ミヅ」也。「浮漂ウツク」(天理乾元本)。「浮漂ウツク」(丹鶴叢書)

○ 釋日本紀十六秘訓(神代上)(國史大系)22。前田家本(長)

「公望私記案此文浮漂ウツク宜用古事記クラケナハタ、ユフ之訓。彼符合也。  
又問、浮漂之義、依古事記可讀クラケナハタ、ヨヘル事也。而如字被  
讀如何。答、師說、如古事記可讀然也。又假名日本紀、大倭本紀、  
上官記等意亦同。今案、此浮漂二字、於クラケナハタ、ユフトテ河讀。

或書、問、此浮漂二字。先師皆ウカヒタ、ヨヘル止被讀、而今古事記假名日本紀等、皆漂洋之處、ホククヲケナハタ、ヨヒテ止注之、ハ答、師說、今考古事記、開闢之後、ハククヲケナハタ、ヨヘリ止注之、ハ私案、此浮漂二字、宜用古事記ククヲケナハタ、ユフ之訓云々、然者猶如舊說ウカヒタ、ユフ止可讀歟、ハ校本引諸訓にもウカレタ、ヨフはなく底本の旁訓に存するのみである。レとヒは混同しやすくウカヒタ、ヨフではなかつたかとも考えられる。釋日本紀の本文節引であるので全文の参照を乞う。

● 古事記上(別天神五柱) (尾波大系50、大成13)

「久羅下那洲多陀用幣疏之時トキ疏字以上十字以音トキ」(釋日本紀の「タ、ユフ」は「用幣」をユヘレユフ(終止形)としたものであらう。乞教示。)

● 法上「漂音飄タヨフ。法上「洋ヤウトクヨフ」

○ 文選(班固西都賦) (胡刻李善注44、和刻本臣注23、九條家本古訓集267)

「排飛闐而上出若遊目於天表似無依而洋洋トク」(善)王逸楚辭注曰洋洋

无所歸貌、(一)中の旁訓は和刻本、似以下の訓九條家本、底本胡刻本、張衡西京賦に「清

淵洋洋トク」(古訓集67)

同右士郭璞江賦(胡刻本11、和刻本26、古訓集27)

「萍實時出而漂詠トク」(善)漂、浮也。爾雅曰泳游也、(「漂混論」(揚雄長楊賦23)

「漂飛雲トク」(郭璞江賦26)、「流血漂櫓トク」(陳孔璋檄吳將校部曲文44)以上古訓集)

タヨフ

同右「班固東都賦」(胡刻本<sup>25</sup>、和刻本<sup>26</sup>)。古訓集<sup>27</sup>。

「西澗河源」東澗海澗<sup>28</sup>。(上野本<sup>29</sup>)。緑水澗澗<sup>30</sup>。(張衡東京賦<sup>31</sup>)。「水澗澗」

而盤紆兮<sup>32</sup>以上古訓。「タクヨフ」という訓を有する漢字は文選では「漾」決決、「擯落」

「湯湯」澗澗<sup>33</sup>等がある。なお河海抄澗澗を濱とするが澗澗は李善澗澗<sup>34</sup>崖也。

名尚「海澗海澗也」と注する。抄の見は本文を濱としたものか、意の通用から誤って

用いたかはさうしない。崖は水邊をいう。「ガケ」ではない。

〔桐壺〕(紫<sup>19</sup>、河<sup>26</sup>、大成<sup>27</sup>、新釋<sup>28</sup>)

〔紫〕た、ひとにて

・凡俗

〔河〕た、人にて

凡俗 日本紀 直仁伊勢物語真名本

〔考證〕

○日本書紀廿二推古天皇(十七條憲法十)(國史大系147)。(天理叢書本197)。(集解12、120)

「我必非聖彼必非愚共是凡夫耳」

〔集解〕「凡夫耳」(注)釋氏要覽畧趣曰凡夫大威德陀羅尼經曰於生死迷或

流轉住不正道故名凡夫。又有三種一嬰兒凡夫謂無智愚心故。二愚暗凡夫

頑頓不可教故。

同右廿二推古天皇(國史大系147)。(天理叢書本237)。(集解131、131)

「先日<sup>ニ</sup>卧<sup>レ</sup>于<sup>テ</sup>道<sup>ノ</sup>側<sup>ニ</sup>者<sup>ハ</sup>其<sup>ノ</sup>非<sup>ハ</sup>凡人<sup>ナリ</sup>」必<sup>ズ</sup>真人<sup>也</sup>也<sup>ト</sup>遺<sup>レ</sup>使<sup>テ</sup>令<sup>テ</sup>視<sup>ス</sup>（ヒミツリに對するタダヒト。凡俗の例未詳。釋日本紀十九秘訓四「古俗（大系22）のように「俗」をヒトと訓ませた例あり。「俗人」（同27）の訓もある。）

● 佛上<sup>リ</sup>ク<sup>テ</sup>「凡<sup>ハ</sup>」<sup>（卷）</sup>「ヒト」

○ 伊勢物語真名本三段（伊勢物語に就きての研究。校本篇名）

「た<sup>ハ</sup>人<sup>ハ</sup>い<sup>テ</sup>おほ<sup>シ</sup>まし<sup>ク</sup>ゆ<sup>ク</sup>時<sup>ノ</sup>こと<sup>也</sup>」  
「直人爾而御坐計留時事與社」

・ 同右 十段（22）

「爺<sup>ハ</sup>者<sup>ハ</sup>直<sup>ニ</sup>人<sup>ナリ</sup>爾<sup>レ</sup>而<sup>テ</sup>母<sup>ハ</sup>何<sup>レ</sup>藤原成計流<sup>ナリ</sup>」（塗籠系三本は「た、ひと」とする）

【桐壺】（紫）ナシ。河）26<sup>23</sup>26<sup>24</sup>。大成21。新釋22<sup>22</sup>）

【河】みちくのさへ

礼記曰報伎以事上者祝史射御醫<sup>ト</sup>反<sup>ス</sup>百工 注曰言伎謂此七<sup>ノ</sup>

【考證】

禮記 四玉制五 鄭氏註（四叢172）。正義十三<sup>23</sup>中（阮刻三冊本）

「凡執<sup>テ</sup>技<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>事<sup>ス</sup>上<sup>者</sup>者<sup>ハ</sup>祝<sup>史</sup>射<sup>御</sup>醫<sup>ト</sup>及<sup>テ</sup>百<sup>工</sup>（鄭註）言<sup>ハ</sup>技<sup>ヲ</sup>謂<sup>フ</sup>此<sup>ノ</sup>七<sup>者</sup>」

● 「さへかしく、ぎはかせにて」（紫）19<sup>24</sup>19<sup>25</sup>。河）26<sup>23</sup>26<sup>24</sup>）参照。「伎」と「技」は通用字。

【桐壺】（紫）19<sup>24</sup>19<sup>25</sup>。河）26<sup>23</sup>26<sup>24</sup>。大成21<sup>11</sup>。新釋22<sup>23</sup>）

【紫】みことなり給なほ世のうたかひ給ぬへく物し給へはすくえうのかしこさ<sup>宿曜</sup>

みちの人にかうかへさせ給ひるた、おなしきまになん申したりければ源氏に  
なしたてまつるへくおほしきまにてたり

・貞觀七年授蜀王恪齊州都督太宗謂侍臣曰父母之情豈不欲常  
相見邪但家園事殊須出作藩屏且令其早有定分絶覬覦之心  
覦者希望也

河二すくえうのかしこきみちの人<sup>(6)</sup>はかうかへさせ給ひる

宿曜廿八宿九曜の行度をもちて人の運命を勘ふる故之  
源氏になしたてまつるへくおほしきまにてたり

弘仁五年遂不明 詔男女都属廿人初賜源朝臣姓其名男皆用一  
字其爵女同叙従四位弘仁源氏本系序源順作

信北邊大臣  
母唐井氏弘唐備大納言  
母上毛野氏常東三條右大臣  
母飯高氏寛四條大納言  
母安階氏明横河宰相  
母同常大臣

貞正四位下  
母布志氏潔忠仁公室  
母當麻氏全尚侍  
母同潔氏善母百濟氏

弘仁五年五月八日賜源氏姓是源氏始也

源氏本系上云 嵯峨御後弘仁

寛平元年十二月廿三日初定七代源氏年爵次第弘仁承和天安貞觀  
元慶仁和寛平是之

弘仁源氏隔二年預爵權大納言兼行右近衛大將民部卿中宮大  
夫菅原朝臣々々宣奉勅天曆六年正月初加延喜御後

代々源氏大臣外除之

左大臣信 左大臣常 左大臣融 已上弘仁 右大臣多 右大臣光以  
上承和 右大臣能有天安 左大臣高明 左大臣兼明 延喜 此外  
貞觀 元慶 仁和 寬平 源氏無大臣仍不入之

日本後記曰弘仁五年五月甲寅詔曰朕當揖讓纂踐天位德愧睦  
邇化謝寧遠徒歲序屢換男女稱衆未識予道還為人父辱累封邑  
空費府庫朕傷于懷思除親王之号賜朝臣之姓編為同籍從事於  
公出身之初叙六位唯前号親王不可更改同母後產猶復一例  
其餘如可關者朕殊裁下夫賢惠異智願育同恩朕非忍絕廢體餘  
分折枝葉固以天地惟長皇王遞典豈競康樂於一朝忘彫弊於萬  
代普告内外令知此意(返點旁訓を私に施す。類聚三代格上の「國史大系」と同文)  
乙卯云是日公卿奏狀奉今月八日詔書備歲序屢換男女稱衆未  
識予道還為同籍從事於公出身之初叙六位者陛下則哲承基  
窮神聞化然猶垂顧彫弊降除王号抑恩育長久斯誓計天下未有  
臣等見之矣唯我國家聖緒一統初無五運君臣之位自然各定若  
除親王之号叙庶人位託封邑之貴擧枝葉之費恐後世之有識謂前  
時之不穩狂言聖擇不敢不奏謹以申聞不計之

〔考證〕

(大成底本)「かしこきみちの人のかんかへらせ給にも、同じさまに申せ、  
(河内本)「  
なん申したり候は

● 貞觀政要 四 論太子諸王定分九ノ一 (原由種成定本貞觀政要也)

「貞觀七年、授蜀王瑒、齊州都督。太宗謂侍臣曰、太子之情、豈不欲常相見耶。但家國事殊、須出作藩屏、且令其早有定分、絶觀親之心、我百有年後、使其事兄無序亡之慮也。」(藩屏、國家の守りとなる諸侯。「觀親」下の者の上の地位を望み願ふこと)

● 簡蓋内傳 五ノ二 珠曜宿經 (續群書類從 三十一輯上 409下)

「夫以曜者過去七佛全體也。故所謂七曜者、不欲上界樂、不染下界塵、不垢不淨、而天真獨朗之相也。不掛生死、不任因果、色心已究竟、厥相更阿滅。周遍法界三世明了。」答曰、以法華成出世本懷也。故二十八宿、法華二十八品也。問曰、七曜已行度二十八宿、何謂乎。答曰、過去七佛法華二十八品、開題番番修行道理也。爰知一切衆生咸是過去七佛所成也。然二十八宿配當一年三百六十日、以生日宿可顯一期吉凶者也。」

● 同右 五ノ二 七曜姓之事 (409。四ノ二十八宿姓之事 409下 參照)

「日月火水木金土 餘各順名 說曜宿經」

● 七曜二十八宿を組み合せて、人の誕生日に基き生涯の運勢を占い、日月の吉凶を占う。河海の九曜は七曜の星に羅喉星と計都星を加えたもの。吉凶を占う。

宿曜經に詳し。

○ 弘仁源氏本系序 源順作 未詳。

三代實錄七 清和天皇貞觀五年正月三日丙寅。(國史大系101) (前)

「弘仁五年特蒙明詔諸皇子未為親王者皆賜姓源朝臣。定是源氏之第六郎也。其源之命氏始於此矣。太上天皇以定奉淳和天皇為子。淳和天皇奉書於嵯峨天皇請以定為親王曰：『護檢弘仁五年五月八日詔旨。除親王之号。賜朝臣之姓。如可關者朕殊裁下。特望齒列親王。榮曜貽孫。方寸之思。伏聽天裁者。』嵯峨太上天皇遂不聽焉。

同右十五 清和天皇貞觀十年閏十二月廿八日丁巳(27)。尊卑分限。源氏弘仁嵯峨(10)。

「左大臣正二位源朝臣信亮。信朝臣者。嵯峨太上天皇之子。源氏第一郎也。母廣井宿禰氏。

公卿補任 清和天皇貞觀十年 (國史大系109下) ( )

「左大臣正三位 藤原信實 閏三月廿八日薨。號北邊大臣。...

三代實錄七 清和天皇貞觀五年正月廿五日戊子 (國史大系105) 分限之 ( )

「大納言正三位源朝臣弘亮。弘者。嵯峨太上天皇之子也。母上毛野朝臣氏。弘仁五年賜姓源朝臣。弘是源氏之第六郎也。...

貞觀元年拜大納言。

公卿補任 清和天皇貞觀五年 (28) ( )

「大納言正三位源定(4) 正月三日薨。嵯峨第六源氏。淳和八郎。仍世號六八郎。後號四條大納言。號陽院大納言。又賀陽院。同弘乎 正月廿五日薨。號廣階大納言。



● 文德實錄六 文德天皇 齊衡元年六月丙寅(國史大系分) 分胤(分胤)

「左大臣正二位源朝臣常覽。大臣是嵯峨太上天皇子。源氏第三郎。母飯高氏。承和七年八月為右大臣。兼為皇太子傅。」

公卿補任 文德天皇仁壽四年三月廿九日改為齊衡元年(119上)

「左大臣正三位源常四十一 六月十三日薨。十四日贈正一位。號東三條左大臣。」

● 二代實錄 廿八 清和天皇 貞觀十八年五月廿七日癸卯(後)

「散位正四位下源朝臣寬卒。寬者嵯峨太上天皇之子也。」

● 尊卑分胤(90)

「源寬 母阿陪氏 号四条大納言」

● 新撰姓氏錄(禪書類從 三五輯 115上)

「源朝臣。源朝臣信。年六 腹唐井氏。弟源朝臣弘。年四 腹上毛野氏。」

弟源朝臣常。年四。弟源朝臣明。年二。已上三人腹飯高氏。妹源朝臣

貞姬。年六。腹布勢氏。妹源朝臣潔姬。年六。妹源朝臣全姬。年四。已

上三人腹當麻氏。妹源朝臣善姬。年二。腹百濟氏。信等八人。是今上親王

也。而依弘仁五年五月八日勅賜姓貫於左京一條坊。即以信

為「主」。

● 帝王編年記 十二 嵯峨天皇(國史大系 107) (以下七代源氏を抽出) (弘仁)

「源朝臣信 母唐井氏 左大臣 弘 母上毛野氏 常 母飯高氏 左大臣 正三位 号北邊大臣 弘 号唐井大納言 左大將 号東三條左大臣」

寬母安倍氏 明母同常參議 定母百濟氏 鎮母百濟氏  
家內卿正四位下 出家法名素然 尚侍從二位 慶命 母百濟氏  
釋師 母大原金子左大臣 大納言正二位左近衛大將 出家自雲  
從一位 子川原左大臣 女源朝臣貞姬母布勢氏 潔母當麻氏  
全 母同素雄 尚侍正三位 正四位下 貞正三位忠仁公室

同右十三 仁明天皇(18) (承和)

源朝臣多右大臣左大將 冷參議從三位 光右大臣左大將  
号某田源次 号近院大臣 左衛門督 正二位 延喜三年三月  
新鬼手者也 号 號 西三條右大臣 此大臣孫

同右十三 文德天皇(20) (天安)

源朝臣能有母洋氏 女源朝臣馮子從四位  
皇太子傅 号 上

同右十四 清和天皇(21) (貞觀)

源朝臣長猷母賀茂氏 女源朝臣載子母同  
從三位 刑部卿 長猷

同右十四 陽成天皇(22) (元慶)

源朝臣清蔭母紀氏 清蔭母伴氏  
大納言正三位 刑部卿從三位

同右十四 光孝天皇(23) (仁和)

源朝臣元長未即位前卒 貞恒大納言正三位  
從四位上 刑部卿 延喜八年八月寔五十二

同右十五 醍醐天皇(24) (延喜)

以上十二人、貞觀  
十二年二月皆賜源氏為諸臣

同右十五 醍醐天皇(24) (延喜)

「兼明」(親王) 母唱女、初源氏、至左大臣号御子左大臣、…源朝臣高明 母右大臣源唱女、  
西宮(二品中務卿号前中書王又小倉親王、左大臣、左大將子)

○源氏年爵次第未詳。右に引いた編年記はこれに依ったものかも知れない。

寛平(宇多)は左大臣雅信、同重信等は二世源氏である。公卿補任、  
「尊卑分脈」に記事が見える。

○日本後紀 現行の國史大系本等にはこの部分佚す。『類聚三代格』(七、國諱追号并改姓名事外)に弘仁五年五月八日の詔としてほげそのまま記されている。改めて引用しないが語釋を加えておく。・「揖讓」平和に天子の位を譲ること。・「睦邇」まことのこと。・「寧遠」天子の教化が遠くにゆきわたること。・「歲序屢換」年月が移りかわること。・「遞興」かわるがわるおこる。・「彫弊」いびみやぶれる。・「承基」其基業を受ける。・「聖緒」天子の御事業。・「五運」天子は五行の運行によりその位を得る。・「聖擇」天子の選擇。

あとがき

山田俊雄先生の御退休を記念しての論文を書くことになったが、本来ならば気分を新たにして稿を起すべきであらう。しかし、紫明河海抄の考證を始めたばかりの今これを継続するのも無駄ではなからう。ただ残念なことには桐壺巻を完成すべきであつたのに十月二日より病院に入院してしまい、草稿はできているものの最後まで清書することができず途中で終つてしまつたことである。それでも自己弁護のそしりはまぬがれぬが、この考證は山田先生の御研究の柱である国語史の中でも漢語史との関りを持つてゐるからである。その学恩ははかり知れないものがある。紫明・河海抄は源語中の和語に漢語を宛ててそのままのものがあるが、考證を加えているものも多い。これ必ずしも言われるようなペダンティシズムとも言えない。奈良、平安以来、漢語から和語を生み出し語彙を豊かにしてゐたと考えられる。

さて因縁話のようになるが、山田先生とは大学院生のころ、当時圏外文学会という研究会が開かれていて、伊藤博之氏にさそわれて加えていただいた。亀井孝氏や大島建彦氏小山弘志氏等がおられ、私が最年少であつた。そこでは日頃あまり読まない『玉造小町子壮衰書』その他を輪読していた。内容のみならず言葉の解釈を教えられ、その深遠なる世界にひたれることができた。後にその御縁か、桜美林大学に居た私に声をかけていただいたのだと思う。私は山田先生の成城ならと喜んでそのふところに飛びこんだ次第である。それまであれこれと研究に迷いを持っていたがやつと腰を落着け研究できるようになり今に至つてゐる。

さて、この度の稿において前稿とは基本的には違わぬが、吉澤義則博士の『對校源氏物語新釋』の頁（新釋と略す）を記入した。この本は私が大学に入学した時、神戸大学の楠道隆先生の薦めで始めて通読した思い出の書である。底本には青表紙本系の俗流の『湖月抄』を用い、尾張徳川家蔵の河内本と対校したものである。岩波古典大系本、日本古典全集本、新潮古典集成本のような善本ではないが捨て難く便利な本である。私達の時代の者は必ず目を通した本である。またこの考證には「稿」の語を付しているのはやや表記等にゆれがあるからで未定稿であることによる。稿の字が取れる頃には決定稿ができると思う。

考証上気づいたことも多くあるが、今身の不自由なため思うにまかせず残念に思う。良い機会に補いたい。